

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段											重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府庁															
					関係予算											2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	分	大	そ																	
					29年度歳出予算(千円)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度当初予算額(千円)	30年度一次補正予算額(千円)	30年度二次補正予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)	31年度予算(千円)	対30年度当初増減額(千円)	対経算要求増減額(千円)	法令・制度改正						税制改正要項		機構変更要項	その他	関係性の高い	関係性の低い	大項目	その他									
21	1 2 (2) ③	子供の貧困対策の推進	ひとしづめに対する税制上の支援措置の拡充等	平成30年度税制改正大綱(平成29年12月14日自由民主党・公明党)において、検討事項として、「子どもの貧困に対応するため、期間よりないで生まれた子どもに対する税制上の対応について、児童扶養手当の支給に代って事業給付などを行うことと確認する制度等も検討しつつ、平成31年度税制改正において検討し、結論を得る。」とされた。	① 子どもの貧困に対応するため、事業給付などを行うことと確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を減額とする措置を講ずる。(平成30年度分以後の個人住民税について適用) ② 平成31年度税制改正大綱(平成30年12月14日自由民主党・公明党)において、検討事項として、「子どもの貧困に対応するため、期間よりないで生まれた子どもに対する税制上の対応について、児童扶養手当の支給に代って事業給付などを行うことと確認する制度等も検討しつつ、平成32年度税制改正において検討し、結論を得る。」とされた。 ③ 未給の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金(仮称)を給付する。	-	-	-	-	-	4,468,302の内数(3関係)	-	15,926,170の内数(3関係)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省、財務省											
(3) 正社員雇用労働者の待遇改善等																																					
22	1 2 (3)	パートタイム・有期雇用労働者対策の推進	パートタイム・有期雇用労働者対策の推進	パートタイム労働者を含む非正規雇用労働者は増加傾向にあり、どのような雇用形態を選択しても、待遇に納得して働き続けられるようになることで、多様な働き方を選択できるようになるため、均等・均衡待遇の一面の確保が求められる。 雇形態に関わらない公正な待遇の確保に向けて、正規雇用労働者とパートタイム・有期雇用労働者の間の不合理な待遇差を解消するための規定の整備や、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化等が盛り込まれた働き方改革推進法が第196回閣議決定された。 本法案では、パートタイム・有期雇用労働法の円滑な施行を図るため、パートタイム・有期雇用労働者を雇用する事業主等に対し、均等・均衡待遇の確保、希望に応じた正社員への転換及びキャリアアップの一面の推進を図るための取組を実施する。	パートタイム・有期雇用労働者について、法に基づき指導及び専門家による相談・援助を行うとともに、雇用管理の改善に向けた事業主の自主的な取組を促進する事業や職務分析・職務評価の導入支援・普及促進を行う事業、キャリアアップを支援する事業を実施し、また、パートタイム・有期雇用労働者の雇用管理改善に関する情報やキャリアアップに必要な情報を一元的に提供する「パートタイム・有期雇用労働ポータルサイト」を運営する。	709,995	578,254	81.6	927,229	-	987,825	987,380	60,151	▲ 245	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省										
23	1 2 (3)	中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業	働き方改革推進支援事業	「働き方改革」は、働く方々が、個々の実情に応じた多様な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革であり、我が国における雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者等が、着実に実施する必要がある。併せて、「働き方改革推進法の施行に向けた、中小企業・小規模事業者等に対する支援」として、「働き方改革推進支援センター」の体制及び機能強化を図る必要がある。	「働き方改革推進支援センター」において、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金上げ、人手不足の緩和等について、労務管理の専門家によるワンストップ型の相談支援、企業の取組事例や成果の活発な共有等に関するセミナー等を実施するほか、商工会議所・商工会等の出張相談、中小企業・小規模事業者に対する個別相談等の機能・体制の強化を図る。	694,146	451,237	65.0	1,546,447	-	7,480,978	7,825,743	6,079,296	144,765	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省										
24	1 2 (3)	国家公務員の非常勤職員の処遇改善に向けた取組	国家公務員の非常勤職員の処遇改善に向けた取組	・非常勤職員の給与については、常勤職員の給与とのバランスを考慮して給与を支給する旨を定めた給与法や人事院の指針に基づき、各府庁において支給されている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に対する参議院内閣委員会附帯決議において、「臨時・非常勤職員について、その待遇を改善することとしたこと」を踏まえ、平成29年「国策」(国策)の非常勤職員に関する実態調査を実施し、非常勤職員の給与の支給状況等について把握。 ・当該調査の結果や、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日)の中で示された民間部門の「同一労働同一賃金ガイドライン案」における「正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消」という考え方も踏まえて、非常勤職員の処遇改善を進めていくこととしている。	・実態調査の結果や民間における同一労働同一賃金の実現に向けた取組なども踏まえて、平成29年5月に、30年度以降特別給付(副業手当・勤続手当)に相当する給付の支給を開始すること等を各府庁等で申し合わせした。 ・今後、平成30年度における本申合せの対応状況を適切に把握するなど、引き続き、本申合せに沿って非常勤職員の処遇改善を進めていく。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内閣官房										
25	1 2 (3)	会計年度任用職員制の円滑な導入に向けた支援事業	会計年度任用職員制の円滑な導入に向けた支援事業	地方公共団体において多様化する行政ニーズに対応するためには、任期の定めが短いパートタイムや非常勤職員といった多様な働き方を担える臨時・非常勤職員の活用が不可欠となっている。 一方、地方公共団体によっては、一般職の非常勤職員の採用方法等が法的に明確でないという課題もあつた。制度の円滑な導入に向けた取組が求められる。また、守り業務など公共の利益の保持に必要となる業務に非常勤職員が担えるほか、非常勤職員に近い勤務形態の臨時・非常勤職員に対する処遇上の課題もある。 このため、これらの課題に対応し、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保を図る必要がある。 (参考)臨時・非常勤職員数(平成28年4月1日現在)約64万人(うち女性の割合約75%)	臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保 ①制度改正 地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職非常勤職員及び臨時任用職員の任用要件を厳格化するとともに、一般職の「会計年度任用職員制」を創設。この新たな制度に「移行」とし、任用・雇用の適正化を図るとし、これまで支給が認められていなかった「副業手当」を会計年度任用職員に対し支給可能な地方公務員法等の改正法を平成29年6月に公布。 ②円滑な導入に向けた支援 法施行(平成29年4月1日)までに、統一された「会計年度任用職員」制度を、関係全ての地方公共団体に整備。このため、各地方公共団体において円滑な導入ができるよう、総務省としては、事務処理マニュアルの提供、都道府県ごとの説明会開催、制度導入に関する準備状況の把握とそれに対する指導等により支援。また、この制度に基づき、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保に向けて必要な取組を推進。	-	-	23,216の内数	-	-	-	12,616	12,626	-	208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	総務省								
(4) ひきこもりについての実態の把握																																					
26	1 2 (4)	関心を持つ子供・若者に関する調査研究	関心を持つ子供・若者に関する調査研究	子供・若者期からひきこもりの状態が長期的に継続し、40歳以上である者について、子供・若者期における教育・就業等の経過、ひきこもりになった原因、長期化した原因、相談機関の利用状況等を調査することにより、子供・若者がひきこもりの状態になるところや、ひきこもりの状態が長期的に継続することを防ぐために、どのような施策が適切であるかを検討する。	平成30年度において、ひきこもりに関する調査を実施することとした。その対象は、層化二段無作為抽出法により全国から抽出された満40歳から64歳までの5,000人とその同居の家族。抽出調査、質問票回収の方法により実施することとしている。なお、生活状況のほか、不安要素やだんだんの生活態度、ひきこもり状態にある方やひきこもり状態にあった方については、そのような状態になったかの期間、そのような状態になったきっかけ等について調査するものである。	-	-	-	24,993	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内閣府									
3 女性に対するあらゆる暴力の根絶																																					
(1) 性犯罪・性暴力への対策の推進																																					
27	1 3 (1) ①	男女間における暴力に関する調査	男女間における暴力に関する調査	「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～(平成29年11月男女共同参画委員会に対する暴力に関する専門調査会)及び衆参両院法律委員会による附帯決議の趣旨を踏まえ、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努める。 内閣府においては、男女間における暴力の実態について、9年間に、全国の20歳以上の男女を対象にアンケート調査を実施する。	平成29年度、全国の20歳以上の男女5,000人を無作為抽出し、配偶者からの被害経験、交際相手からの被害経験等、男女間における暴力の実態に関するアンケート調査を実施した。 問調査において、「無作為の性被害をされた経験」等について調査しているところ、平成29年度の調査結果に当たっては、不正法の数も踏まえ、調査対象を女性のみから性別を問わない(男性も含む)よう拡充するなど、調査対象や調査項目について所要の見直しを行った。	14,330	16,954	118.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	92	105,133	7	1	7-4	内閣府				
28	1 3 (1) ①	性犯罪被害者の心理を踏まえた捜査の推進のための調査研究	性犯罪被害者の心理を踏まえた捜査の推進のための調査研究	性犯罪被害者に対する被害者の精神的負担を軽減するとともに、性犯罪被害者の捜査を円滑にする。	衆参両院法律委員会による附帯決議の趣旨を踏まえ、警察において、性犯罪被害者の心理を踏まえた捜査を推進するための調査研究を実施する。	-	-	-	-	-	-	1,030	1,048	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	4	-	警察庁				
29	1 3 (1) ①	刑法一部改正法(附帯9案)に基づく外国法制の継続的調査	外国法制の継続的調査	平成29年6月に成立し、同年7月に施行された「刑法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)附帯9案において、性犯罪における被害者の実情や、改正法による改正後の規定の施行の状況等を踏まえて、施行後3年を目途として、性犯罪に係る事業の実態に即した対応を行うための施策の在り方について検討を加えることが政府に求められているところ、当該検討に資するための調査研究を実施する。	韓国における性犯罪に関する法制及びその運用状況について調査を行う。	-	-	-	-	-	6,242	4,121	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	4	-	法務省		
30	1 3 (1) ①	性犯罪を含む各種犯罪の被害者の動向に関する調査研究	性犯罪を含む各種犯罪の被害者の動向に関する調査研究	平成29年6月に成立し、同年7月に施行された「刑法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)附帯9案において、性犯罪における被害者の実情や、改正法による改正後の規定の施行の状況等を踏まえて、施行後3年を目途として、性犯罪に係る事業の実態に即した対応を行うための施策の在り方について検討を加えることが政府に求められているところ、当該検討に資するための調査研究を実施する。	公式統計等に基づき、性犯罪の被害発生率、被害者と被疑者との関係等の性犯罪被害者に関する分析を実施する。	36,437の内数	29,748の内数	-	60,762の内数	-	15,941の内数	58,938の内数	43,249の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	4	-	法務省	
31	1 3 (1) ①	第5回犯罪被害者実態(継続)調査	第5回犯罪被害者実態(継続)調査	平成29年6月に成立し、同年7月に施行された「刑法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)附帯9案において、性犯罪における被害者の実情や、改正法による改正後の規定の施行の状況等を踏まえて、施行後3年を目途として、性犯罪に係る事業の実態に即した対応を行うための施策の在り方について検討を加えることが政府に求められているところ、当該検討に資するための調査研究を実施する。	無作為に抽出した16歳以上の男女を対象に調査を実施し、警察等に届出のない事件を含めた犯罪被害者の実態を調査する。	2,186	1,716	78.5	26,740	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	4	-	法務省

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段											重点方針		第4次男女共同参画基本計画の進捗	担当府省庁											
					関係予算											2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)													
					29年度歳出予算総額(千円) (歳出予算総額、前年度繰越額、予備費使用額及び債務増減額を加除したものを)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度当初予算額(千円)	30年度一次補正予算額(千円)	30年度二次補正予算額(千円)	31年度歳入要求額(千円)	31年度予算案(千円)	対30年度当初増減額(千円)	対歳入要求増減額(千円)	法令・制度改正					税制改正要案	機構定員変更	その他								
55	1	3	(3)	若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方の検証等啓発活動の実施	【女性、子どもからの人権相談体制の整備】 法務省の人権相談機関では、女性の権利に関する専用相談電話「女性の権利ホットライン」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置し、人権相談委員や法務局職員が、職場等におけるセクシュアルハラスメント、いわゆるアルビオやSNSを通じたパブリック・スペース被害や児童ポルノ被害等の大規模な被害等について、これらの被害の発生及び被害の拡大防止のため、広範啓発活動を実施するほか、女性や子どもの人権に関する相談体制を整備する必要がある。	3,382,831の内訳	3,382,831の内訳	-	3,408,992の内訳	-	-	-	3,908,952の内訳	3,486,099の内訳	-	-	-	-	-	-	-	9	2	-	法務省					
56	1	3	(3)	若年被害女性等に対するアプローチの仕組みに関する検討	【女性の人権及び子どもの人権に関する広範啓発活動の実施】 法務省の人権相談機関では、「女性の権利を守ろう」及び「子どもの人権を守ろう」を啓発活動強調事項の1つとして掲げ、1年を通じて全国各地で、講演会の開催、啓発冊子の配布等を行っている。	-	-	-	15,870,123の内訳	-	-	-	20,769,939の内訳	16,862,240の内訳	-	-	-	-	-	-	-	-	7	2	-	厚生労働省				
(4) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等																														
57	1	3	(4)	(1)	DV被害者のための相談機関案内サービス	平成29年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者から暴力を受けたことがある女性に比べて、これ以上にも相関しなかった人は半数近くであった。この状況を踏まえ、被害者が相談しやすい最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)に簡便かつ迅速につながる環境整備を目的とする。	1,631	1,349	82.7	1,631	-	-	1,631	1,551	▲80	▲80	-	-	-	-	-	-	89	128	7	2	-	内閣府		
58	1	3	(4)	(1)	市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等	【配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)]における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通じて、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	22,539	18,804	82.5	22,407	-	-	24,556	20,417	▲1,990	▲1,139	-	-	-	-	-	-	99	90-2	127,130,141	7	2	-	内閣府	
59	1	3	(4)	(2)	婦人保護事業の取組の検討	【婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、売春を行うそのある女子を保護する事業として発足した。しかし、その後、売春一巡の取締りに関し、密着関係の確立や生活面等の問題を抱える女性に事業対象を拡大してきた。また、関係法令により、平成13年からDV被害者、平成16年から人身取引被害者、平成25年からストーカー被害者が、それぞれ事業対象として明確化され、更に支援や保護を必要とする女性の支援に大きな役割を果たすようになった。このように経緯から、関係者からは、制訂以来根本的な見直しが行われていない売春防止法の規定を含め、婦人保護事業のあり方を見直すことへの問題提起がなされている。こうしたことを踏まえ、今後の困難な問題を抱える女性への支援のあり方について検討する。	17,798,587の内訳	8,296,809の内訳	-	18,203,705の内訳	-	-	23,016,207の内訳	19,128,023の内訳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	90	129	7	2	-	厚生労働省	
60	1	3	(4)	(3)	関係機関相互の連携体制の整備強化	【センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長)を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実態に有用なスキル等を専門家に学ぶ機会を提供するもの)を実施する。センターを設置した地方公共団体における個別事例の対応を含めた関係機関連携の具体的な方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。センター設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣や、センター未設置市町村に対し設置に向けた課題等の調査を行う。	22,539	18,804	82.5	22,407	-	-	24,556	20,417	▲1,990	▲1,139	-	-	-	-	-	-	-	88	90-2	127,130,141	7	2	-	内閣府
61	1	3	(4)	(4)	被害者支援に関する調査	【第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進に向けた具体的な取組として、加害者更生プログラムを実施する際の連携体制の構築も含め、その在り方について検討することとしている。これを踏まえ、加害者更生プログラムの位置付けや被害者の安全確保に向けた機関連携促進に関する連携指針等について調査・検討を行うことにより、加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の整備・促進を目的とする。	-	-	-	10,221	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	131	7	2	-	内閣府			
61-2	1	3	(4)	(4)	加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に関する今後の在り方の検討	【第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進に向けた具体的な取組として、加害者更生プログラムを実施する際の連携体制の構築も含め、その在り方について検討することとしている。これを踏まえ、加害者更生プログラムの位置付けや被害者の安全確保に向けた機関連携促進に関する連携指針等をとまとめることにより、加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の整備・促進を目的とする。	-	-	-	-	-	-	10,647	7,693	-	-	-	-	-	-	-	-	131	7	2	-	内閣府			
62	1	3	(4)	(5)	改正配偶者暴力防止法の施行後の状況を確認するための調査の在り方の検討	【配偶者暴力防止法の施行後を踏まえた今後の対応の在り方の検討 配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応状況等調査結果の検討を行うとともに、男女共同参画基本計画に定める暴力に関する専門調査会等の場において、有識者等からの意見聴取等を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	132	7	1	-	内閣府			
(5) ストーカー被害への対策の推進																														
63	1	3	(5)	(1)	「ストーカー一般対策」に基づく取組の実施	警察では、ストーカー被害等の人身安全関連事業に一元的に対応するための体制を確立し、組織による迅速・的確な対応を推進しているところであるが、平成29年中のストーカー被害の相談件数は23,079件と高水準で推移しており、ストーカー被害対策の普及及び被害者に対する支援体制の整備に関する取組の推進が喫緊の課題となっており、ストーカー被害者等への被害者支援体制の充実・整備に係る取組の一部を都道府県に補助するなどにより、ストーカー被害等への対応の推進を目指す。	41,274	104,239の内訳	-	137,531	-	-	107,724	87,549	▲49,862	▲20,175	-	-	-	-	-	-	86	124,125,126	7	3	-	警察庁		

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段														重点方針		第4次男女共同参画基本計画の取組			担当府庁																										
					関係予算														2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関連性の高い		その他																											
					29年度歳出予算額(千円)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度当初予算額(千円)	30年度一次補正予算額(千円)	30年度二次補正予算額(千円)	31年度歳入予算額(千円)	31年度歳出予算額(千円)	対30年度当初増減額(千円)	対経費要求増減額(千円)	法令・制度改正	税制改正要案	機構定員要案	その他			分野	大項目			その他																									
64	1 3 (5) ①	ストーカー等被害者に対する法律相談援助	ストーカー等の被害は、被害が継続的に発生し、かつ、深刻化するおそれ強いこと。また深刻化していない初期段階であれば、法的対応し、早い段階にあるものの、被害が深刻化して法的対応化することが多い。そこで、被害が深刻化する前の初期段階で弁護士等が介入し、生命・身体保護を図り、被害の解決につなげるため、日本司法支援センター(法テラス)において、被害の及び被害者を必要に応じて法的法律相談を実施する。	【女性からの人権相談体制の整備】 法務省の人権擁護機関では、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50の所司法務局・地方司法局に設置し、人権擁護委員の専任相談員が、ストーカー被害を含む女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に対応している。人権相談は、性的な誹りを含むインターネット上の人権侵害情報に関する削除依頼等の助言など必要な支援を行っている。	14,806,600の内数	14,806,600の内数	-	14,567,604の内数	-	-	-	16,591,206の内数	14,901,531の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	3	7-1	法務省																						
65	1 3 (5) ①	「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施	女性からの人権相談体制の整備 女性の権利及び子どもの人権に関する広報啓発活動の実施(平成25の再掲)	【女性からの人権相談体制の整備】 法務省の人権擁護機関では、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50の所司法務局・地方司法局に設置し、人権擁護委員の専任相談員が、ストーカー被害を含む女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に対応している。人権相談は、性的な誹りを含むインターネット上の人権侵害情報に関する削除依頼等の助言など必要な支援を行っている。	3,382,831の内数	3,382,831の内数	-	3,406,992の内数	-	-	-	3,906,952の内数	3,486,099の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	2	-	法務省																						
66	1 3 (5) ②	ストーカー加害者更生に関する取組の実施	ストーカー加害者更生に関する取組の実施	【女性の権利及び子どもの人権に関する広報啓発活動の実施】 法務省の人権擁護機関では、「女性の権利を守ろう」及び「子どもの権利を守ろう」啓発活動推進事業の1つとして、1年を通じて全国各地で、講演会の開催、啓発冊子の配布を行っている。	11,545	9,180	79.5	12,709	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86	124, 125, 126	7	3	-	警察庁																						
67	1 3 (5) ③	ストーカー情報管理業務等の充実・強化	ストーカー情報管理業務等の充実・強化	【女性の権利及び子どもの人権に関する広報啓発活動の実施】 法務省の人権擁護機関では、「女性の権利を守ろう」及び「子どもの権利を守ろう」啓発活動推進事業の1つとして、1年を通じて全国各地で、講演会の開催、啓発冊子の配布を行っている。	12,061	83,938の内数	-	15,495	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86	124, 125, 126	7	3	-	警察庁																					
(6) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基礎づくり																																																		
68	1 3 (6) ①	的確な実態把握の推進	被害者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査	【女性の権利及び子どもの人権に関する広報啓発活動の実施】 法務省の人権擁護機関では、「女性の権利を守ろう」及び「子どもの権利を守ろう」啓発活動推進事業の1つとして、1年を通じて全国各地で、講演会の開催、啓発冊子の配布を行っている。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	134	7	1	-	内閣府																						
69	1 3 (6) ②	人身取引対策推進のための広報啓発活動の実施(53の再掲)	人身取引対策推進のための広報啓発活動の実施(53の再掲)	【女性の権利及び子どもの人権に関する広報啓発活動の実施】 法務省の人権擁護機関では、「女性の権利を守ろう」及び「子どもの権利を守ろう」啓発活動推進事業の1つとして、1年を通じて全国各地で、講演会の開催、啓発冊子の配布を行っている。	2,304	2,594	112.6	2,304	-	-	-	2,304	2,155	▲ 149	▲ 149	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110, 136	7	7	-	内閣府																					
70	1 3 (6) ②	「AV出演強要」「JKビジネス」等広報啓発事業(47の再掲)	「AV出演強要」「JKビジネス」等広報啓発事業(47の再掲)	【女性の権利及び子どもの人権に関する広報啓発活動の実施】 法務省の人権擁護機関では、「女性の権利を守ろう」及び「子どもの権利を守ろう」啓発活動推進事業の1つとして、1年を通じて全国各地で、講演会の開催、啓発冊子の配布を行っている。	-	-	-	4,324	-	-	-	4,324	3,184	▲ 1,140	▲ 1,140	-	-	-	-	-	-	-	-	-	113, 137	7	5	7-1, 7-4	内閣府																					
71	1 3 (6) ②	若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発及び被害者支援のための研究(54の再掲)	若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発及び被害者支援のための研究(54の再掲)	【女性の権利及び子どもの人権に関する広報啓発活動の実施】 法務省の人権擁護機関では、「女性の権利を守ろう」及び「子どもの権利を守ろう」啓発活動推進事業の1つとして、1年を通じて全国各地で、講演会の開催、啓発冊子の配布を行っている。	-	-	-	10,514	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	123, 138	7	4	7-1	内閣府																					
72	1 3 (6) ②	女性に対する暴力をくす運動の実施	女性に対する暴力をくす運動の実施	【女性の権利及び子どもの人権に関する広報啓発活動の実施】 法務省の人権擁護機関では、「女性の権利を守ろう」及び「子どもの権利を守ろう」啓発活動推進事業の1つとして、1年を通じて全国各地で、講演会の開催、啓発冊子の配布を行っている。	6,373	3,167	49.7	6,373	-	-	-	6,373	4,988	▲ 1,385	▲ 1,385	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	135	7	1	-	内閣府																				
73	1 3 (6) ③	女性に対する暴力被害者支援のための官民連携推進事業(58の再掲)	女性に対する暴力被害者支援のための官民連携推進事業(58の再掲)	【女性の権利及び子どもの人権に関する広報啓発活動の実施】 法務省の人権擁護機関では、「女性の権利を守ろう」及び「子どもの権利を守ろう」啓発活動推進事業の1つとして、1年を通じて全国各地で、講演会の開催、啓発冊子の配布を行っている。	22,539の内数	18,604の内数	-	22,403の内数	-	-	-	24,558の内数	20,417の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	88, 90-2	127, 130, 141	7	2	-	内閣府																				
74	1 3 (6) ③	関係機関の連携の促進及び研修等の充実	関係機関の連携の促進及び研修等の充実	【女性の権利及び子どもの人権に関する広報啓発活動の実施】 法務省の人権擁護機関では、「女性の権利を守ろう」及び「子どもの権利を守ろう」啓発活動推進事業の1つとして、1年を通じて全国各地で、講演会の開催、啓発冊子の配布を行っている。	6,080	4,162	68.5	3,891	-	-	-	18,680の内数	12,929の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94	139	7	1	-	内閣府																				
75	1 3 (6) ③	性犯罪被害者等支援体制整備推進事業(54の再掲)	性犯罪被害者等支援体制整備推進事業(54の再掲)	【女性の権利及び子どもの人権に関する広報啓発活動の実施】 法務省の人権擁護機関では、「女性の権利を守ろう」及び「子どもの権利を守ろう」啓発活動推進事業の1つとして、1年を通じて全国各地で、講演会の開催、啓発冊子の配布を行っている。	9,120	5,653	62.0	11,099	-	-	-	11,295	8,737	▲ 2,362	▲ 2,558	-	-	-	-	-	-	-	-	-	79	105, 140	7	4	-	内閣府																				

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段														重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府省庁									
					関係予算														2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	関係性の高い			その他										
					29年度歳出予算見 積(千円) (歳出予算額、前 年度繰越経、予備 費使用額及び活用 等確保を以て加減し たもの)	29年度決算額 (千円)	使用割合 (%)	30年度当初予算額 (千円)	30年度一次補正 予算 (千円)	30年度二次補正予 算 (千円)	31年度概算要求額 (千円)	31年度予算 (千円)	対30年度当初 増減額 (千円)	対概算要求 増減額 (千円)	法令・制 度改正	税制改 正要項	機構定 型要項	その他			分野	大 目 目	その他											
76	1	3	(6)	関係機関との連携 の促進及び研修 等の充実	女性からの人権相談 体制の整備 人権擁護事務担当者 人権擁護委員に對する 研修の充実(予算計 55の再掲)	「女性からの人権相談体制の整備」 法務省の人権擁護機関では、女性の権利問題に関する専用相談電話 「女性の人権ホットライン」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置し、 人権擁護委員や法務局職員が、夫やパートナーからの暴力、職場等にお けるセクハラやパワハラ、ストーカー行為、いじめやアダルトビデオ出 産など被害者支援に関与し、「女性をめぐり様々な人権問題」 に関する相談に応じ、人権相談は、性的な面を含むインターネット上の 人権情報に関する防犯対策方法の普及など必要な支援を行っている。また、 被害者支援に際しては、被害者の自己防衛や関係機関と連携をとりつつ、事 業に際した適切な措置を講じている。 【人権擁護事務担当者・人権擁護委員に対する研修の充実】 法務省の人権擁護機関では、人権擁護事務担当者に対する研修において、 陪審員選出法に関する研修を行う。また、身元保証、人身保護や人権問題 に関する研修を行う。また、人権擁護委員に対して実施する「人権擁護委員 共済共同参加問題研修」に夫やパートナーからの暴力や性暴力被害者等につ いての研修プログラムを組み込んでいる。	3,382,831の内 数	3,382,831の内 数	-	3,406,992の内 数	-	-	-	-	-	3,906,952の内 数	3,486,099の内 数	-	-	-	-	-	-	-	9	2	-	法務省						
2 労働者に対する働き方の改善																																		
1 女性活躍に資する働き方の推進、生産性・働きやすさの向上に向けた取組の推進																																		
(1) 多種多様な働き方の推進																																		
77	II	1	(1)	①	働き方改革関連 法案の早期成立 に向けた取組の 推進	長時間労働の是正	長時間労働の是正 「前倒し付きの長時間労働の是正、中小企業における月60時間 以上の長時間労働に対する罰金等の導入、高度プロフェッショナル制度 など多様な柔軟な働き方を可能とする制度の創設などの労働基準法改正 を含む働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成 30年6月に成立したことを受け、事業主等に対する法内容の周知等を行 うための体制整備を図る。 上規規制については、その施行に向けて、特別事項を適用する場合でも 上規時間等までの協定変更に係る労使間の労務、労務期間、労務等30時 間の原則の上限に近づける努力が求められること、事業主等へ 法内容の周知を行う。 上規規制の適用が猶予される自動車の運転業務、建設業及び医療に ついては、関係する関係等において労働時間の短縮等について検討す る。 2 生産性を上げながら働く時間の短縮等に取り組む事業者等の支援 長時間労働の是正に関する取組の推進等により、生産性を上げながら働く 時間の短縮等に取り組む中小企業や専ら企業を支援する事業主団体に対 する助成を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門 的な指導を行う。 「働き方改革推進支援センター」において、長時間労働の是正、同一労働 同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和等につ いて、労務管理等の専門家に係るコンサルティング型の相談支援、企業との 事例や助成金の活用方法等に関するセミナー等を実施するほか、商工企 業の働き方・体質改善に際して、中小企業・小規模事業者に対する個別相 談期間インターバルの導入促進 勤務時間インターバル制度を導入する中小企業への助成金の活用や好 事例の周知等を通じて、勤務時間インターバル制度の普及促進を図る。	2,100,667	1,384,886	65.0	5,884,516	-	-	14,908,876	15,033,141	9,148,625	124,265	-	-	-	-	-	-	-	4	1	1	1	3-1	厚生労働省				
78	II	1	(1)	②	地域における働き 方改革に関する取 組の支援	地域における働き 方改革に関する取 組の支援	出歩や働き方に関する各種指標は地域によって大きく異なるものも ある。このため、国全体の対応に加えて、地方公共団体や労働団体、金 庫など多様な地域の関係者からなる「地域働き方改革会議」において、地 域の実情に即した働き方改革を推進していく取組を、関係省庁一帯となつて支 援する必要がある。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41	3	1	-	内閣府					
79	II	1	(1)	③	企業における時間 外労働の有償化の 導入の促進	企業における時間 外労働の有償化の 導入の促進	全ての人が活躍できる就業環境を整えるためには、働き方改革を推進し、 長時間労働を抑制し生産性を意識した効率的な働き方を進めると同時に、 休暇取得も促進し、ワーク・ライフ・バランスを促進する必要がある。その ため、非雇用型テレワークを始めるとする雇用形態の働き方(請負、自 営等)について2017年度以降、それぞれの働き方について順次実施を促し、 雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について、有識者会議で法的 保護の必要性を含めて中長期的に検討する。」とされたことから、引き続き検 討を行う。	214,658	161,423	75.2	245,683	-	-	253,417	258,091	12,408	4,674	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	1	1	3-1	厚生労働省			
80	II	1	(1)	④	雇用類似の働き方 に関する検討	雇用類似の働き方 に関する検討	近年、個人の働き方が多様化し、雇用関係によらない働き方も注目されて いる。「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)にお いても、「非雇用型テレワークを始めとする雇用類似の働き方全般(請負、自 営等)について2017年度以降、それぞれの働き方について順次実施を促し、 雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について、有識者会議で法的 保護の必要性を含めて中長期的に検討する。」とされたことから、引き続き検 討を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省					
81	II	1	(1)	④	柔軟な働き方が 進む環境の整備	柔軟な働き方が 進む環境の整備	近年、個人の働き方が多様化し、雇用関係によらない働き方も注目されて いる。「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)にお いても、「非雇用型テレワークを始めとする雇用類似の働き方全般(請負、自 営等)について2017年度以降、それぞれの働き方について順次実施を促し、 雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について、有識者会議で法的 保護の必要性を含めて中長期的に検討する。」とされたことから、多様な就 業形態の実態について調査を行う。	-	-	-	-	-	-	11,553	10,564	-	▲ 989	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省					
82	II	1	(1)	④	副業・兼業の普及 促進	副業・兼業の普及 促進	副業・兼業は、新たな技術の開発、オープンイノベーション、起業の手段や 第2の人生の準備として有効であり、柔軟な働き方がしやすい環境を整備し、 副業・兼業を普及促進することは働く女性の就業の選択の拡充につながる こと、女性活躍に資する。 ※平成29年3月28日に関連決定された「働き方改革実行計画」では、「労働者 の健康確保に留意しつつ、原則副業・兼業を認める方向で、副業・兼業の普 及促進を図る」旨が盛り込まれている。	-	-	-	108,833	-	-	126,049	128,383	19,550	2,334	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省					
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進																																		
83	II	1	(2)	①	各種関連を通じた ワーク・ライフ・バ ランスの推進	各種関連を通じた ワーク・ライフ・バ ランスの推進	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64 号)第20条において、国は、国及び公費等の調達に関し、予算の適正な使用 を確保しつつ、同法に基づき協定を結ぶ企業等の協定の推進を促進する等 を実施すると規定。同法第20条第2項において、地方公共団体は、国の施策に 準じて必要な施策を実施するように努めるものとされている。また、同法第20 条に基づき、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する 取組計画」(平成29年3月28日関連決定)において、公共調達及び補助金につ き、契約の締結に際して、ワーク・ライフ・バランス推進企業(女性活躍推 進企業)の活用を優先する旨を定めること、また、ワーク・ライフ・バ ランス推進企業(認定推進企業)の活用を優先すること、この取組を通じた 地方公共団体、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連、民間 企業等へ広めることにより、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バ ランスの推進を加速していくことを目的とする。	7,167	7,236	101.0	1,233	1,233	-	1,233	1,183	▲ 50	▲ 50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	37	3	3	1-4、 2-4、 5-1、 6-3、 10-5	内閣府

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段													重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係	担当府省庁																			
					関係予算													2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)																					
					29年度歳出予算見込額(千円)(歳出予算見込額、前年度繰越額、予備費使用額及び活用等増減額を除いたもの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度当初予算額(千円)	30年度一次補正予算額(千円)	30年度二次補正予算額(千円)	31年度概算要求額(千円)	31年度予算案(千円)	対30年度当初増減額(千円)	対概算要求増減額(千円)	法令・制度改正	税制改正要案	機構調整要案					その他																		
84	II 1 (2) 1	各種調達を通じたワークライフバランスの推進	公共調達等を活用したワークライフバランス等推進の加速	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第84号)第20条において、国は、国及び公団等の調達に關し、予算の適正な使用を奨励しつつ、同法に基づき調達先企業等の取組の改善等を実施すると規定。同法第20条第2項において、地方公共団体は、国の施策に準じて必要な施策を実施するよう努めるものとされている。また、同法第20条第3項において、地方公共団体は、国が実施する取組指針を策定した。これらに基づき、国や国法等の調達においては、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式及び企画競争方式)を行う場合は、契約の内閣に於いて、ワークライフバランス等推進企業(女性活躍推進法等に基づく認定取得企業等)を加点評価することとし、地方公共団体、2020年度東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連、民間企業等へ広めるとともに、女性活躍の前提となるワークライフ・バランスの推進を加速していくことを目的とする。	内閣府、総務省及び厚生労働省で、認定取得企業等の情報提供の充実について検討中。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	37	3	3	1-4、2-4、5-1、6-3、10-5	内閣府、総務省、厚生労働省																
85	II 1 (2) 2	企業等におけるワークライフ・バランスに関する調査研究	ワークライフ・バランスの推進に向けた調査、セミナー等の実施	「仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)重要」(「行動指針」において、数値目標として仕事と生活の調和した社会の実現に向けた企業、働く者、国民、国及び地方公共団体の取組を推進するための社会全体の目標として、政策によって一定の影響を及ぼすことができる項目について数値目標を設定するとされている。また、平成27年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」において、「企業、経済団体、労働者、労働組合、国、地方公共団体等を通じて、雇用における男女共同参画及びワークライフ・バランスの実現に向けた取組を策定した」とされている。こうした必要性を踏まえ、内閣府では、「仕事と生活の調和の推進のための行動指針」において設定されている数値目標の期限である2020年以降、社会全体で取り組むべき方向性や各主体の役割、目標を検討するため、ワークライフ・バランスに關しての調査研究を行い、基礎資料とする。	「仕事と生活の調和の推進のための行動指針」において設定されている数値目標を踏まえ、今後、社会全体で取り組むべき方向性や各主体の役割等を検討するため、ワークライフ・バランスに關しての調査研究を行い、基礎資料とする。平成31年度においては、「仕事と生活の調和の推進と詳細部会」において、詳細・評価を行う際に必要となるデータや取組を収集するため、調査研究を実施する。	5,202	7,020	134.9	11,506	-	-	6,479	-	▲5,086	▲2,059	-	-	-	-	25	42	3	1	-	内閣府															
86	II 1 (2) 2	ワークライフ・バランス等を推進するための情報発信及び経営者・管理職向けセミナーの開催	ワークライフ・バランスの推進	「仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)重要」(「行動指針」において、「労務による自主的な取組を支援していくことが重要であり、国民の理解を促進し、先進企業的好事例等の情報の収集・提供・助長、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業への支援を推進することとされている。また、平成27年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」において、「ワークライフ・バランスの推進に向けた経営者のコメント」を促進し、経営者のリーダーシップによる取組を推進することとされている。こうした必要性を踏まえ、内閣府では、企業経営者、管理職等に対して、ワークライフ・バランスを経営戦略に位置付けて取り組むことについて理解と行動を促進するためのセミナーを開催する。	ワークライフ・バランスに関する企業等の取組事例について、仕事と生活の調和の推進に資する企業、仕事と生活の調和に取り組む企業/団体や具体的方法(好事例)等の普及啓発を図るため、経営者や管理職、経営者や管理職を対象としたトップセミナー等を開催する。	3,915	2,106	53.8	4,161	-	-	4,161	4,021	▲140	▲140	-	-	-	-	25	42	3	1	-	内閣府															
87	II 1 (2) 3	国家公務員のフレックスタイム制の活用促進	フレックスタイム制の活用促進	フレックスタイム制については、平成28年4月に原則として全ての職員を対象に拡充されたところである。育児・介護等時間制約のある職員のみなさん、全ての職員が活用できるとし、成果、その場を最大限発揮することにより、政策の質や行政サービスを向上させるために不可欠である。ワークライフ・バランス推進強化月間を通じて、各府省等、創意工夫の上、働き方改革に具体的に取組むこと、超過勤務を削減し、職員・職場の意識変革を進める。また、業務の効率化や職場環境の改善に向けた創意工夫を活かした取組を行った国家公務員の職場のうち、特に優秀なものを表彰することで、国家公務員の働き方改革によるワークライフ・バランスの推進を図る。	フレックスタイム制については、平成28年4月に原則として全ての職員を対象に拡充されたところである。育児・介護等時間制約のある職員のみなさん、全ての職員が活用し、自分の仕事に応じて柔軟に働き方をすることは、ワークライフ・バランスの推進にも資するものであり、引き続き制度の周知を図り、一層の活用を促進していくことが必要であるため、ワークライフ・バランスの推進に向けて、引き続き取組を進める。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	45	2	3	-	人事院																
88	II 1 (2) 3	男女双方の働き方改革に関する取組	男女双方の働き方改革に関する取組	ワークライフ・バランスの推進及び働き方改革は、育児・介護等時間制約のある職員のみなさん、全ての職員が活用できるとし、成果、その場を最大限発揮することにより、政策の質や行政サービスを向上させるために不可欠である。ワークライフ・バランス推進強化月間を通じて、各府省等、創意工夫の上、働き方改革に具体的に取組むこと、超過勤務を削減し、職員・職場の意識変革を進める。また、業務の効率化や職場環境の改善に向けた創意工夫を活かした取組を行った国家公務員の職場のうち、特に優秀なものを表彰することで、国家公務員の働き方改革によるワークライフ・バランスの推進を図る。	ワークライフ・バランス推進強化月間に係るポスターを作成し、各府省等に配布する。各府省等から推薦があった職場を対象として、有識者からなる選考委員の検討を経て表彰候補を選定、国家公務員担当大臣及び内閣人事局長により表彰を行う。新たな知見・技術を活用した業務効率化を率先して実行するとともに、働き方改革に係る知見・経験を各府省等と共有し、霞が関における働き方改革を加速させる。	67,063の内数	74,478の内数	-	68,606の内数	-	-	101,604の内数	71,296の内数	-	-	-	-	-	32	44	2	3	-	内閣府																
89	II 1 (2) 3	ワークライフ・バランスの推進	ワークライフ・バランスの推進	女性職員の活躍を推進するにあたって、男女全ての職員を対象とした「働き方改革」によるワークライフ・バランス推進への取組が不可欠である。	管理職員に対する外知講座による講演を実施する。「働き方改革」の専門家へコンサルティンクを委託する。	-	-	-	-	-	-	8,480	計上されず	-	-	-	-	-	32	-	2	3	11-1	国土交通省(海上保安庁)																
90	II 1 (2) 3	女性地方公務員の活躍・働き方改革推進に向けた戦略的広報・情報発信	女性地方公務員の活躍・働き方改革推進に向けた戦略的広報・情報発信	地方公共団体の女性活躍推進法及び第4次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を設定するために、①人事管理職での就業、女性が身につく管理職として活躍できる新しい人事管理体制の構築と②男性職員を含めた柔軟な働き方改革(男性が育児等の家庭責任を担うことができるような働き方の改革)を車の両輪とした取組が求められている。そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	地方公共団体における職員のワークライフ・バランス推進に向け、働き方改革に関する意識的取組の助成を行う。また、女性活躍・働き方改革(以下「女性職員活躍等」という。)に取り組む地方公共団体の職員が、各団体へ共通する課題や取組状況について意見交換等を行う機会や取組を推進するとともに、女性職員活躍の推進に関する調査研究を行い、各地方公共団体の参考に資する具体的・実践的な取組手法を取りまとめる。地方公共団体の「中活」の取組については、「中活の推進に即した取組」を含め地域の実情に即した積極的な取組を行っていただくよう働きかけを行う。	-	-	-	12,949の内数	-	-	15,864の内数	16,140の内数	-	-	-	-	-	-	46	2	3	-	総務省																
(3)テレワークの推進																																								
91-1	II 1 (3) 1	テレワーク普及及関係推進事業	テレワーク普及及関係推進事業	ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方である「テレワーク」の普及及関係を積極的に推進することにより、働き方改革を加速する。	専門家の派遣、セミナーの開催、先進事例の収集及び表彰、「テレワーク・デイズ」、「テレワーク月間」等を通じた普及啓発、サブotaプログラムの活用促進のための調査等を実施。	-	-	-	-	-	-	599,999の内数	178,956の内数	-	-	-	-	-	6	17	3	1	-	総務省																
91-2	II 1 (3) 1	ふるさとテレワーク推進事業	ふるさとテレワーク推進事業	時間や場所を有効に活用できる「テレワーク」の普及促進を図るとともに、地方でも都市部と同じように働ける環境を実現する「ふるさとテレワーク」を推進することにより、働き方改革及び地方創生の実現に資する。	働き方改革の実現に向けて、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方である「テレワーク」の普及促進を図るため、セミナーの開催、専門家の派遣、先進事例の収集・表彰、担い手の育成等の取組を行う。また、地方創生の実現に向けて、ICTを活用し、地方でも都市部と同じように働ける環境を実現する「ふるさとテレワーク」の全国への普及及関係を図るため、ふるさとテレワークを導入する地方公共団体等に対して環境整備に必要な経費の補助等を行う。	629,848の内数	341,613の内数	-	415,851の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	17	3	1	-	総務省																
91-2	II 1 (3) 1	テレワーク導入に向けた支援	地域ICT実装総合支援施策	IoTの実装は地域活性化及び地域課題解決を低コストで実現するものであり、各種政府方針においても、地域IoT実装の推進が謳われている。その一方、地方公共団体の実装に向けた「プランナー」調査(平成28年5月)において、ICT/IoT活用に関心がある地方公共団体は95%を超えているものの、ICT/IoTを活用した地域活性化等の取組を実施している地方公共団体は17%にとどまっている。また、IoT/IoTの活用推進を促すための「普及推進体制」人材の不足、「予算的制約」情報の不足といった課題の存在が明らかとなっている。	「地域IoT実装推進ロードマップ」の実現に向け、ICT/IoTの実装を目指す地域を対象に、地方公共団体のICT/IoT実装に関する調査への支援、実業家等への財政支援と地域IoTの実装を総合的に支援。【注】平成31年度から「分野別モデル」(「働き方(テレワーク)」。	-	-	-	-	-	-	449,723の内数	353,432の内数	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	総務省																
92	II 1 (3) 1	テレワークの普及促進に向けた取組	テレワークの普及促進に向けた取組	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からその推進が求められる。企業の生産性向上と雇創出に結びつくものである。テレワークがこれら導入しやすくなる企業等に対しては、そのメリット・効果等を様々な形で発信していくことが有益であることと、普及に当たってはテレワークが長時間労働を招かないよう、適正な労働管理下における良質なテレワークを普及・促進していく必要がある。	「労働管理上の留意点・VDT作業における留意点等について」周知するためのセミナーを開催する。テレワークを導入する先進企業等に対し、表彰を行い、その取組を企業内のシンポジウム等を通じて広く周知する。「企業トップが、テレワークによる働き方の実現を宣言(「テレワーク宣言)」テレワークを導入する取組を実施。取組内容を周知し、導入促進の波及効果をもたらす。適正な労働管理下における良質なテレワークを普及させるためのテレワークのガイドラインを広く周知する。「労働管理上の留意点」を掲載し、働く者に適したテレワークのメリットを伝える。	49,742	40,394	81.2	54,716	-	-	55,759	19,214	68,401	13,685	▲6,572	-	-	-	-	11	18	3	1	1-1	厚生労働省														

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段														重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府庁	
					関係予算														2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関係性の高い			その他		
					29年度歳出予算現額(千円)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度当初予算額(千円)	30年度一次補正予算額(千円)	30年度二次補正予算額(千円)	31年度歳入予算額(千円)	31年度歳出予算額(千円)	対30年度当初増減額(千円)	対経算要求増減額(千円)	法令・制度改正	投制改正要	機構定員要	その他			分野	大項目	その他			
93	II 1 (3) ①	テレワーク相談センターの設置	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からその推進が求められる。企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるが、テレワークという働き方は、表層労働に比べて付加価値が低いと、企業の労務管理が保たれないといった課題もあるが、適正な労務管理下における良質なテレワークを普及・促進していく必要がある。テレワークの導入に関しては、労務管理やセキュリティ対策を始め、課題も多いため、テレワークを導入する企業にノウハウを提供することが有効であり、これによってテレワークの支援策をより一層推進することを目的とする。	テレワークの導入・実施時における労務管理上の課題等について、相談センターが、表層労働に比べて付加価値が低いと、企業の労務管理が保たれないといった課題もあるが、適正な労務管理下における良質なテレワークを普及・促進していく必要がある。テレワークの導入に関しては、労務管理やセキュリティ対策を始め、課題も多いため、テレワークを導入する企業にノウハウを提供することが有効であり、これによってテレワークの支援策をより一層推進することを目的とする。	55,775	44,394	79.6	31,510	-	-	-	35,553	36,211	4,701	658	-	-	-	-	12	19	3	1	1-1	厚生労働省	
94	II 1 (3) ①	時間外労働等改善助成金(テレワークコース)	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からその推進が求められる。企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであると、働く方が育児や介護等を理由とした雇離れをすることを防ぐことや、高齢の方や障害を持った方に就業機会を提供することが可能となるなど、雇用の安定・継続に資するものである。平成29年6月16日に成立した改正国家戦略特別区域法においても、「情報通信技術を用いた事業場外勤務の活用のための事業主等に対する支援」について規定されたことを踏まえ、県と地方自治体それぞれがそれぞれの強みを活かして、事業主に加えて、広く労働者を対象に、テレワークに係る相談対応や助成等の支援を行う。	テレワークを新規で導入する中小企業事業主や、テレワークの更なる活用を図る事業主に対して、機器の購入等導入経費の一部を助成することで、良質なテレワークを普及させることを目的とする。	72,000	49,749	69.1	114,843	-	-	-	118,657	118,657	3,814	0	-	-	-	-	13	14	3	1	1-1	厚生労働省	
95	II 1 (3) ①	国家戦略特区のテレワークに関する補助	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からその推進が求められる。企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであると、働く方が育児や介護等を理由とした雇離れをすることを防ぐことや、高齢の方や障害を持った方に就業機会を提供することが可能となるなど、雇用の安定・継続に資するものである。平成29年6月16日に成立した改正国家戦略特別区域法においても、「情報通信技術を用いた事業場外勤務の活用のための事業主等に対する支援」について規定されたことを踏まえ、県と地方自治体それぞれがそれぞれの強みを活かして、事業主に加えて、広く労働者を対象に、テレワークに係る相談対応や助成等の支援を行う。	地方自治体と連携し、相談窓口を設置するなどして、企業への導入支援や、働く方への情報提供等を実施する。	-	-	-	58,811	-	-	-	57,861	58,930	2,119	1,069	-	-	-	-	23	3	1	1-1	厚生労働省		
96	II 1 (3) ①	「多様で安心できる働き方」の導入促進事業	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からその推進が求められる。企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるが、テレワークによる働き方が、労働者の勤務時間や生活リズム等に与える影響が大きいことや、いじめやハラスメント等の課題を理由に事業主がテレワークの導入をためらうことが多い。また、育児・介護等の理由によって、職場での就業困難となるおそれがある者にとって、テレワークによる働き方が有効であるにもかかわらず、個人に対する情報提供、実感を持てる機会が十分でない。こうした課題に応え、テレワークの更なる普及を図る必要がある。	「適正な労務管理下における良質なテレワークを普及させるために策定したことが多く、また、育児・介護等の理由によって、職場での就業困難となるおそれがある者にとって、テレワークによる働き方が有効であるにもかかわらず、個人に対する情報提供、実感を持てる機会が十分でない。こうした課題に応え、テレワークの更なる普及を図る必要がある。」	22,457	21,569	96.0	19,062	-	-	-	8	19,214	通し番号の中で実施	-	-	-	-	-	8	16	3	1	1-1	厚生労働省	
97	II 1 (3) ①	テレワーク等の普及促進事業	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からその推進が求められる。企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであると、働く方が育児や介護等を理由とした雇離れをすることを防ぐことや、高齢の方や障害を持った方に就業機会を提供することが可能となるなど、雇用の安定・継続に資するものである。平成29年6月16日に成立した改正国家戦略特別区域法においても、「情報通信技術を用いた事業場外勤務の活用のための事業主等に対する支援」について規定されたことを踏まえ、県と地方自治体それぞれがそれぞれの強みを活かして、事業主に加えて、広く労働者を対象に、テレワークに係る相談対応や助成等の支援を行う。	モデル事業として、首都圏等にサテライトオフィスを設置するとともに、その利用・運営状況を把握するため、専門家による検討委員会によりサテライトオフィスの有効な活用方法の在り方を示す。平成31年度まで実施。	351,122	120,078	34.2	289,680	-	-	-	304,000	309,622	19,942	5,622	-	-	-	-	9	15	3	1	1-1	厚生労働省	
98	II 1 (3) ①	テレワークの推進	ニッポン一億総活躍社会の実現、少子化対策に向け、都市行政の分野において、まちづくりと連携した柔軟な働き方や女性の活躍促進など働き方改革の推進、子育てしやすいまちづくりを推進する必要がある。	すべての人が活躍できる社会の実現を目指すため、ICTを活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの推進が求められている。このため、就労者を対象としたテレワークのアンケートを実施し、テレワークの実態を公表することで、多様なテレワークの普及促進を図る。	25,000	24,991	99.96	20,000	-	-	-	20,000	20,371	371	371	-	-	-	-	16	22	3	1	-	国土交通省	
99	II 1 (3) ①	女性地方公務員の活躍・働き方改革推進に向けた取組(30の再掲)	地方公共団体が女性活躍推進法及び第4次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍促進のための目標を達成するために、(1)人事管理面での改革(女性が出産・子育てを行うついでに活躍できる新しい人事管理システムの構築)と(2)働き方改革(男性が育児や介護等の理由で就業困難となるおそれがある者にとって、テレワークによる働き方が有効であるにもかかわらず、個人に対する情報提供、実感を持てる機会が十分でない。こうした課題に応え、テレワークの更なる普及を図る必要がある。)	地方公共団体における女性職員活躍及び働き方改革(以下「女性職員活躍等」という。)に関する先進的な取組事例の一つとして、テレワークの取組事例の紹介を行う。また、女性職員活躍等を取り組む地方公共団体の職が、各団体に共通する課題や取組状況について意見交換等を行う協議会で解決策を検討するとともに、女性職員活躍等の推進方針に関する調査等を行い、テレワークの活用を含め、各地方公共団体の参考に資する具体的な実践的な取組手法を取りまとめる。	-	-	-	12,949の内数	-	-	-	15,864の内数	16,140の内数	-	-	-	-	-	-	24	2	3	-	総務省		
100	II 1 (3) ①	国家公務員のテレワークリモートアクセスの推進	「世界最先端IT国家像宣言」(平成28年6月24日閣議決定)に基づき策定した「国家公務員テレワークロードマップ」(平成27年1月21日各府省情報化推進委員会(00)連絡会議決定)や、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日閣議決定)、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日ガバメント閣議決定)などにより、国家公務員の多様な柔軟な働き方を確保できよう、テレワークリモートアクセスの環境整備に向けた具体的な取組を推進する。	○関係閣僚会(平成30年6月)や次官級で構成される「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」(平成29年10月、平成30年4、6月)の場において、以下内容を府省等に提言。 ○「国家公務員のテレワークリモートアクセス機能の環境整備」「ワークライフバランス推進強化月間」(テレワーク月間)、「テレワーク・デイズ」等を実施しながら、国家公務員のテレワークの積極的な実施 ○こうした取組を継続した結果、テレワークのハード面での環境整備は全府省等で進捗し、テレワーク実施人数も増加。実施人数については、平成30年4月公表した調査によると、平成29年度のテレワーク実施(就業率)は6,635人(うち、平成29年7月24日の「テレワーク・デイズ」を実施した人数は2,018人)で、前年度と比較して約1.5倍に増加し、職員数に占める割合は1.1%に上昇。 ○リモートアクセスについても、平成30年4月1日時点で、23府省庁等16府省庁等が携帯端末(スマートフォン等)によるリモートアクセスを導入するなど、環境整備は進んでいる。 ○今後、「テレワーク・デイズ」における各府省のテレワークの実態状況について調査するなど、引き続き2020年度までの政府目標達成に向けて各府省にテレワークリモートアクセスの推進について要請をしていく。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31.32	20.21	2	3	-	内閣府	
101	II 1 (3) ②	テレワークの普及促進に向けた官民連携の展開	女性や高齢者の活躍による労働力の拡大、大都市への一極集中の是正による地方での雇用拡大等のため、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの推進が求められている。2020年度実施予定、官民連携の取組に向けた活用が期待される。また、企業や大学等、官民連携の取組が期待される。また、企業や大学等、官民連携の取組が期待される。また、企業や大学等、官民連携の取組が期待される。	総務省・厚生労働省・国土交通省・経済産業省(4府省)で連携し、普及啓発活動を行う。 テレワーク推進チームの開催 テレワーク関係府省連絡会議の開催等 上記4府及び内閣府・内閣府が主催し、毎年7月24日をテレワーク・デイズと定め、普及啓発を行う。(テレワーク・デイズは平成30年テレワーク・デイズと期間を1日→1週間へと拡大した。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	予算事業ではないが、関係府庁と連携し、昨年度の「テレワーク・デイズ」から今年度は「テレワーク・デイズ」と期間を拡大し、テレワークの更なる普及のために取り組んでいる。	経済産業省
(4) 文件の掲載・再掲載等に向けた「字句直し」の進捗																										
103	II 1 (4) ①	女性活躍推進のための「学び直し」支援事業	男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業	「ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)」においても、女性活躍の推進のため、復職やキャリアアップを目指す女性等に対する大学・専門学校における柔軟な学び直し支援の取組を推進することとされている。女性が行うキャリアアップ教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在り方や、大学等、地方公共団体、男女共同参画センター等の関係機関が連携し、地域の若年女性の学び直しキャリア形成・再就職支援を一体的に行うこととされている。また、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日閣議決定)や、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日ガバメント閣議決定)などにより、国家公務員の多様な柔軟な働き方を確保できよう、テレワークリモートアクセスの環境整備に向けた具体的な取組を推進する。	女性が行うキャリアアップ教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在り方や、大学等、地方公共団体、男女共同参画センター等の関係機関が連携し、地域の若年女性の学び直しキャリア形成・再就職支援を一体的に行うこととされている。また、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日閣議決定)や、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日ガバメント閣議決定)などにより、国家公務員の多様な柔軟な働き方を確保できよう、テレワークリモートアクセスの環境整備に向けた具体的な取組を推進する。	30,624	26,171	85.5	36,570	-	-	-	61,908	32,121	▲4,449	▲28,787	-	-	-	-	126	34	10	3	-	文部科学省

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段														重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府省庁				
					関係予算														2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関係性の高い			その他					
					29年度歳出予算額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び債務増減額を合算したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度当初予算額(千円)	30年度一次補正予算額(千円)	30年度二次補正予算額(千円)	31年度歳入要案額(千円)	31年度予算案(千円)	対30年度当初増減額(千円)	対歳入要案増減額(千円)	法令・制度改正	税制改正要案	機構定員要案	その他			分野	大項目	その他						
104	II 1 (4) ①	仕事と学び直しの両立を実現する教育訓練の在り方に関する事業	子育て中や女性や在職者は、多忙な中で学び直しのための教育訓練を受講する時間を確保すること自体が困難であることから、こうした課題を解決するための調査・研修手法や、企業等の協力の取組の在り方について調査研究、課題整理を行い、その成果を普及することで講座の開催を促進し、効果的・効果的な人材育成の促進を図る。	子育て女性等の時間的制約の大きい者にとっても受講しやすい講座の在り方(曜日・時間設定を含む開催形態、教育手法等)について、企業、教育訓練機関、受講者に対し、ヒアリングアンケート等による調査を行うとともに、「受講しやすい身につけるべきスキルを効率的に習得出来る講座形態・教育手法について仮説を形成する。また、仮説に基づいて教育訓練講座の設置・開講による効果・成果の実証を行った上で、必要な見直しを加え、成果を普及、講座の開催促進を目指す(平成30～31年度)。(平成31年度実施)仮説に基づいた教育訓練講座の設置・開講による効果・成果の実証を行った上で、必要な見直しを加え、結果をまとめる。	-	-	-	25,285	-	-	-	-	-	24,297	24,747	▲ 538	450	-	-	-	-	53	30	3	5	-	厚生労働省		
105	II 1 (4) ①	女性活躍推進のための「学び直し」	今後、リカレント教育を一層推進していくためには、受講しやすい環境を整備することが必要であり、短期間で修了できるプログラムの開発や、女性の活躍促進も含め、社会人の学び直しを一層促進するため、履修証明制度について、最低開講率が120時間以上から60時間以上に引き上げ、より短期間のリカレントプログラムについても、大企業との対峙と我が国のリカレント教育の充実を推進する。	女性の活躍促進も含め、社会人の学び直しを一層促進するため、履修証明制度について、最低開講率が120時間以上から60時間以上に引き上げ、より短期間のリカレントプログラムについても、大企業との対峙と我が国のリカレント教育の充実を推進する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52	33	10	3	-	文科科学省		
106	II 1 (4) ②	職歴女性のキャリア形成に向けた支援(103の再掲)	「フロンティア世代活躍プラン(平成28年6月20日閣議決定)」においても、女性活躍の推進のため、復職やキャリアアップを目指す女性等に対する大学、専門学校等における実践的な学び直し機会の提供を推進することとされている。また、「働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革推進会議決定)」においては、大学等の女性のリカレント講座の全面展開を図るため、カリキュラムや就職支援の枠組みについて産業界や地方公共団体等と連携してプログラム開発を行い、その普及を図るとともに、講座開校や職業実践力育成プログラム講座の拡大を進めるとされている。	女性がリカレント教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在り方、大学等、地方公共団体、男女共同参画センター等の関係機関が連携し、地域の中で女性の学び直しやキャリア形成・就職支援を一体的に行う仕組みづくりに関するモデル構築や普及啓発のための研究協議会の開催等を実施する。	30,624	26,171	85.5	35,570	-	-	-	-	-	61,908	32,121	▲ 4,449	▲ 29,787	-	-	-	-	126	128	34	10	3	文科科学省		
(5) 高齢女性の就業ニーズの支援																													
107	II 1 (5) -	生涯現役支援プロジェクト(仮称)	全国的に人手不足問題が深刻化しており高齢者の活用が喫緊の課題となっている中、就業意欲がありながら就業していない高齢者(特に女性)が一定数存在している。	大都市圏における特設シニア窓口の設置による就業希望者の取組み、より就業ニーズの具体化を促す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,451,687	19,917,423の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省		
108	II 1 (5) -	生涯現役支援窓口事業	少子高齢化が急速に進捗し労働力人口の減少が見込まれる中、高齢者の就業促進を図り、高齢者が健康で意欲と能力のある限り、年齢に関係なく働くことができる生涯現役生活の実現を図るとを目的とする。	全国の主要なハローワークに生涯現役支援窓口を設置し、高齢求職者に対し職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる就業支援を総合的に実施する。	958,484	881,273	91.9	1,498,942	-	-	-	-	-	1,925,724	1,931,913	432,971	6,189	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省		
(6) 女性活躍による地方創生																													
109	II 1 (6) ①	地域女性活躍推進交付金の効果的な活用促進	平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。))において、国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を策定し、実施すること及び、これらを実施するに当たって、女性の活躍の最も重要な観点として、女性活躍推進法に基づき、地域の実情に応じた地方公共団体における女性の活躍推進に関する施策の実施を支援することにより、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する。	多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワークショップ実施等の取組と、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。(交付対象)地方公共団体(補助)2分の1(平成31年度予算案)(交付上限)都道府県 1,000万円(平成31年度予算案) 政令指定都市 500万円(平成31年度予算案) 市町村 250万円(平成31年度予算案)(交付対象)女性活躍推進法6条1項における都道府県推進計画・市町村推進計画等に準じ、又は、策定を予定していること ※定量的成果目標を設定。本交付金の活用により、女性の女性の就業や起業後の事業継続を支援する観点である男女共同参画センターによる「女性起業家等支援ネットワーク」との連携により、地域の女性就業支援の観点として、様々な女性のニーズに対応しつつ、女性起業家に対する相談や企業とのマッチング等の支援を行うことを促進する。	609,442	562,145	92.2	200,000	-	-	90,000	-	-	240,389	150,000	▲ 50,000	▲ 90,389	-	-	-	-	-	-	49,60	80,81	2	4	4-2	内閣府
110	II 1 (6) ②	地方における女性活躍の推進	現在においていない女性・高齢者等の新規就業の促進及び人手不足に直面する地域の中企業等の人材確保を図る。	人手不足に直面する地域の中小企業等の人材確保を図るため、女性・高齢者等の新規就業の促進を支援する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	115,000,000の内数	100,000,000の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内閣府内閣府		
111	II 1 (6) ③	自治会・町内会等地域に根ざした地域における男女共同参画社会の形成に向けた実践的調査・研究	男女共同参画社会基本法では、国は、地方公共団体の実施する施策及び民間の団体の活動を支えるため、情報提供その他必要な措置を講ずることとされており、平成27年12月に策定した第4次男女共同参画基本計画では、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り、地域活動における男女共同参画を推進することとしている。また、男女共同参画社会の形成を促進するためには、国の取組はもとより、地方自治体、民間団体、国民各界各層が有機的に連携を保ちつつ、取組を展開することが重要。このため、国、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が意見交換等を行い、男女共同参画社会づくりに向けた取組の推進を促進する。	女性の参画が進んでいない自治会や自主防衛組織等、地域に根ざした組織・団体の実態把握や、女性の参画が進まない要因や課題等の分析、取組している男女、多様な住民が参画しやすい地域活動の在り方の検討等、男女共同参画の観点から地域における課題等について調査・研究を行う。	4,922	3,827	77.8	4,922	-	-	-	-	4,922	4,646	▲ 276	▲ 276	-	-	-	-	-	-	78	82	4	1	-	内閣府	
112	II 1 (6) ④	女性が変わる未来の農業推進事業	女性農業者は、地域農業の振興や農業経営の発展等に重要な役割を担っており、女性が経営に参画している経営体ほど収益力が向上する傾向にある。農業の成長産業化に向け、女性の能力が一層発揮されるよう、地域リーダーとなる女性農業経営者の育成及び女性が働きやすい環境整備を推進し、女性にとって魅力ある職業として農業が選択されることを目指す。	地域の農業界を牽引するリーダーとなり得る女性農業経営者の育成を実践型研修を通じて支援。農業界で女性が能力を発揮し活躍できる環境整備を促進すると、女性の活躍促進に効果的かつ持続しうる効果的な取組の在り方について調査・取組効果の検証等を行い、ロールモデルとなる取組を全国に展開。	-	-	-	96,043	-	-	-	-	-	96,043	78,817	▲ 17,226	▲ 17,226	-	-	-	-	-	-	62,71	83	4	4	4-3	農林水産省
113	II 1 (6) ④	農村女性活躍推進事業(県の活力再生・成長促進交付金のうち、女性の活力再生プログラム推進における女性活躍の促進)	漁業や水産業を基幹産業とする地域の活性化を進めるためには、意欲ある女性が中心となり様々な活動を展開していくことが効果的であるが、漁業・水産業分野においては、女性の参画が少なく、活動が少いのが現状のため、女性を中心とした活動や男女共同参画による活動の企画立案、地域での実践、成果の公表等のあらゆる場面で支援を行い、漁村地域における女性の活躍を強力に推進していく必要がある。	農村女性の経営能力の向上や女性が中心となって取り組む加工品の開発、販売等の実践的な取組を支援するとともに、優良事例の成果報告会の開催等を支援する。	-	-	-	19,935	-	-	-	-	-	19,935	20,508	573	573	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農林水産省(水産庁)		
114	II 1 (6) ④	多様な担い手育成事業	林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、施策的効果等の推進、低コストで効果的な作業システムによる施策の実施とともに、これらを行う人材の確保・育成が必要である。そして事業の担い手に育つ人材を確保するためには、就業希望者の裾野を広げるとともに、新規就業者が定着できる環境を整える必要があることから、次代の林業を担う人材を確保・育成するとともに、女性の林業への参入、定着の促進を図るとともに、林業の成長産業化や水産業のネットワーク構築等を支援するとともに、女性林業者の活躍促進のための課題解決を推進する。	女性林業者への安全研修や女性を対象とした林業体験等の実施、女性林業者へのネットワーク化を図るとともに、全林業への就業促進を支援するとともに、女性林業者の活躍促進のための課題解決を推進する。	40,624の内数	40,624の内数	-	37,972の内数	-	-	-	-	-	48,000の内数	31,305の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	84	4	3	4-4	農林水産省(林野庁)	

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段														重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府省庁		
					関係予算														2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関係性の高い						
					29年度歳出予算見込額(千円) (歳出予算総額、前年度経理額、予算費使用額及び費用等増減額を加減したもとの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度当初予算額(千円)	30年度一次補正予算額(千円)	30年度二次補正予算額(千円)	31年度概算要求額(千円)	31年度予算案(千円)	対30年度当初増減額(千円)	対概算要求増減額(千円)	法令・制度改正	税制正要型	機構改定要求	その他			分野	大項目	その他				
2 男性の暮らし・責務の促進																											
(1) 男性の産休/育休や男性の育児休業等の取得の促進																											
115	II	2	(1)	①	<p>男性の育児休業取得等に關しては、以下のとおり関係決定等により数値目標等が掲げられている。</p> <p>1. 未定投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) * 第1号出産前後の女性の継続就業率 2019平成27年 51% → 2020平成32年 55%</p> <p>2. 働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定) * 男性の育児休業取得率 2015平成27年 2.6% → 2020平成32年 13% これらを踏まえ、助成金の支給により、事業主等の取組をさらに促進し、男性が育児休業等取得しやすい環境整備を進める。</p>	878,400	2,112,743	240.5	3,643,200	-	-	-	3,593,700	3,593,700	▲ 49,500	0	-	-	-	18	26	1	2	-	厚生労働省		
116	II	2	(1)	①	<p>企業が仕事や育児等を両立しながら活躍するには、男性が育児、家事を担うことが重要である。</p> <p>男性の育児参画や育児休業取得の促進については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)、「未定投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)等に盛り込まれ、男性の育児休業取得率に係る政府目標が平成32年までに13%と具体的に掲げられているところである。</p> <p>本事業を通じて男性労働者の仕事と育児の両立支援に積極的に取り組む事業主等への支援を実施するとともに、男性の育児参画を促すため、育児休業以外でも男性が育児のための休みを取得することを積極的に勧奨する。</p>	63,130	54,092	85.7	68,054	-	-	-	86,979	88,622	20,588	1,643	-	-	-	-	-	-	1	3	-	厚生労働省	
117	II	2	(1)	①	<p>次世代育成対策推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定届の届出状況は10以上の企業に対して92%である。</p> <p>「少子化社会対策大綱」(平成27年2月20日閣議決定)等により、平成32年までに認定企業数を3000企業とする政府目標が掲げられている。</p> <p>これと踏まえ、行動計画の文化庁策定推進に基づき、一般事業主行動計画の策定及び認定について企業への周知や支援を実施。</p>	16,828	12,481	74.2	23,389	-	-	-	23,750	22,468	▲ 921	▲ 1,291	-	-	-	-	-	-	1	2	-	厚生労働省	
118	II	2	(1)	②	<p>職業生活と家庭生活の両立は、性別にかかわらずすべての職員が活躍していたための前提となるものであり、優秀な人材の確保の観点からもこれを積極的に支援していく必要がある。</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人事院		
119	II	2	(1)	②	<p>男性職員への家庭生活(家事、育児、介護等)への参画促進は、女性職員の活躍促進のためにも不可欠であり、男性職員のワークライフバランス推進の観点からも重要である。しかし、男性の仕事と育児や介護との両立については、管理職の働き方に関する意識が課題となっているため、管理職の参画を促す必要がある。特に、男性職員の育児休業と「男性の産休」については、政府全体の目標の達成に向け、強力に取得促進を図る必要がある。</p>	98,874の内数	93,569の内数	-	100,415の内数	-	-	-	133,977の内数	100,542の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内閣府	
120	II	2	(1)	②	<p>地方公共団体が女性活躍推進法及び第4次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍促進のための目標を達成するためには、「人事管理職での家事・育児が負担を軽減するといった管理職として活躍できる新しい人事管理体制の構築」として男性職員を含めた柔軟な働き方改革(男性が育児等の家庭責任を果たすことができるような働き方の改革)を車の両輪とした取組が求められている。</p> <p>そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。</p>	-	-	-	12,948の内数	-	-	-	15,864の内数	16,140の内数	-	-	-	-	-	50	2	3	-	-	総務省		
121	II	2	(1)	③	<p>平成30年3月にまとめた、「仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会」報告書において、男性が育児をしやすするための法的な改善策として「育児可能期間(1年間)は夏入りし、育児休業の取得可能年齢を引き上げ」「育児休業の分散取得」(小中学校の立派な取組に対応できる仕組み)等について中長期的に議論することとされている。</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47	1	2	-	厚生労働省	
122	II	2	(1)	④	<p>長時間労働などにより、男性の家事・育児への参画が少ないことが、少子化の原因の一つであり、男性が子育てや家事に費やす時間を減らし、6歳未満の子供を持つ夫の家事関連時間は1日あたり83分となっており、先進国としては最低水準に留まっている。このため、従来の働き方に関する意識を含めた改革が必要不可欠である。</p> <p>内閣府少子化対策担当では、男性の配偶者の出産直後の休暇取得の促進策として「産後1週間以内の参画を促す日」「子供が生まれる日」「子供を自宅へ迎える日」(出産届けを提出する日)などに休暇を取得し、出産をした妻や生まれた子供に感謝し、全面的に家事・育児をすることを推進している。</p> <p>「少子化社会対策大綱」、「働き方改革実行計画」や「女性活躍加速のための重点方針2018」においても、男性の家事・育児への参画促進が掲げられており、これらに基づき、男性の家事・育児への参画促進のための取組を強化する必要がある。</p>	0	8,287	-	10,000	-	-	-	6,461	6,461	▲ 3,539	0	-	-	-	18, 19, 21	53, 56	1	3	10-2	-	内閣府	
(2) 男性の家事・育児等への参画についての関係全体の環境整備																											
123	II	2	(2)	-	<p>「男性の家事・育児等」に参画することは女性活躍の観点からも重要であるため、平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においても「男性中心型労働慣行等の家事と女性の活躍」という意を新たに立上げられ、「男女共同参画に関する男性の理解の促進」の具体的な取組が盛り込まれた。</p> <p>計画では「産後6か月の子供を持つ夫の育児・家事関連時間」を平成32年までに「1日あたり2時間30分」にすることを目標としている(平成23年社会生活基本調査に基くデータ)。</p> <p>平成29年6月にすべての女性が「働き方」に即して決定した「女性活躍加速のための重点方針2017」では、「男性の家事・育児等」への参画促進を推進するため、結婚支援事業や地域で開催される農業祭、収穫祭といったイベント、男女共同参画センター等における、家事・育児等に関する講座、男性の家事参画に関する研修等について効果的な取組を実施し、情報提供を行う。また、外出時における育児の負担軽減についての地方公共団体や民間団体による先進的な取組事例を収集し、情報提供を行う。こととされました。</p>	17,220	15,302	88.9	18,434	-	-	-	16,934	12,994	▲ 5,440	▲ 3,940	-	-	-	-	24	51, 52	10	1	-	-	内閣府

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段														重点方針		第4次男女共同参画基本計画の取組				担当府庁	
					関係予算														2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	限性の高い					
					29年度歳出予算見込額(千円)(歳出予算額、前年度概算額、予算費使用額及び決算等補算額を併記したものの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度歳出予算見込額(千円)	30年度一次補正予算額(千円)	30年度二次補正予算額(千円)	31年度歳見込額(千円)	31年度予算案(千円)	対30年度当初増減額(千円)	対概算要求増減額(千円)	法令・制度改正	税制改正要項	機構定員要求	その他	2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	分野	大項目	その他			
124	Ⅱ	2	(2)	①	・我が国の男性の家事・育児時間は諸外国に比べて少なく、夫が休日に行う家事・育児の時間が2子以降の出生に影響していることを示す調査結果もあり、男性の家事・育児への参加が少ないことが少子化の原因の一つになっている。 ・そうした認識の下で、「さくらやう」プロジェクトの取組は、子育てが誕生するときに、家族の時間を共に、絆を深め、男性が家事・育児をするきっかけとなるよう、配偶者の出産直後の女性の休暇取得を促すもの。 ・少子化対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)においては、男性のよる配偶者の出産後2か月以内の休暇取得率80%(2020年)を目標に掲げている。	8,000	23,701の内数	-	8,000	-	-	-	7,925	7,656	▲ 344	▲ 269	-	-	21	53,56	1	3	10-2	内閣府		
125	Ⅱ	2	(2)	-	消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)及び消費者基本計画(平成27年2月24日閣議決定)には、消費者一人一人が、個々の消費者の特性と消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在と将来の世代にわたって社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参加する消費市民社会を目指す必要があるとされている。特に、将来を担う子供を持つ若い親には、自らも多様な視点を持ち、安心して家事・育児に参画し、子育てについていく意識が重要であり、そのための消費者教育を一般家庭で必要とする。そのため、このよ活動への関与が低い若い男性に向けて、エンガールクラブへの参加の働きかけを行い、多様な生活の視点や消費生活への関心を形成するきっかけとする。	36,825の内数	18,494の内数	-	40,097の内数	-	-	-	45,964の内数	45,964の内数	-	-	-	-	-	27	55	10	2	-	消費庁	
3 あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成																										
(1)女性活躍推進法に基づく取組の推進																										
126	Ⅱ	3	(1)	①	中小企業のための女性活躍推進事業 常雇用する労働者が300人以下の事業主については、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等が努力義務とされている。労働者の6割以上が、労働者が300人以下の中小企業に雇用されていることから、女性活躍推進に向けた取組を効果的あるものにするためには、中小企業に対する支援が不可欠である。	284,721	201,064	70.6	265,357	-	-	258,502	263,289	▲ 2,068	4,787	-	-	-	-	64	2	4	-	厚生労働省		
127	Ⅱ	3	(1)	①	計画策定促進と女性活躍情報の「見える化」の深化 企業における女性の活躍推進の取組や制度を利便しやすい環境整備の取組を進め、女性は女性が活躍できる場からどのような情報を受信しているか、企業の取組を公表し、女性の活躍推進や立派な活躍の企業は労働市場で選ばれるという社会環境をつくること等の効果的かつ効果的であることから、企業が公表している女性活躍状況に関する調査及び情報を「女性の活躍推進企業データベース」に一元的に集約し提供することにより、女性の活躍を促進する。	134,101の内数	129,600の内数	-	145,465の内数	-	-	-	168,961の内数	172,090の内数	-	-	-	-	-	-	64	2	4	-	厚生労働省	
128	Ⅱ	3	(1)	①	平成28年4月に完全施行となった女性活躍推進法は、事業主に對し、職場の女性活躍を推進するための「事業主行動計画」の策定と、女性の活躍状況の情報を公表(見える化)することを求めている。これは、見える化された情報が資本市場や労働市場で活用されることを通じて、事業主の更なる自発的な取組を促すことを企図するものである。 「女性活躍推進法(見える化)」の取組は、国・地方公共団体(特定事業主)の事業主行動計画の実施状況、推進計画の策定状況、事業主が公表した女性の採用割合や男性職員の育休取得率等の情報を調査・収集し、「女性活躍推進法(見える化)」(平成28年6月版)において、各事業主の状況が一覧でき形での情報提供を行っている。	5,201	1,004	19.3	9,195	-	-	-	9,180	4,860	▲ 4,335	▲ 4,320	-	-	-	-	29	63	3	3	3-1, 1-1	内閣府
129	Ⅱ	3	(1)	②	平成27年9月から、女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号))が一部施行となった。平成28年4月からは特定事業主(国及び地方公共団体)及び常時雇用する労働者の数が301人以上の一般事業主(民間企業等)に対し、「事業主行動計画の策定・公表」と「女性の職業生活に関する情報の公表」の義務付けがなされた。このように女性活躍に関する企業を投資にあたって考慮する動きが資本市場にあることから、機関投資家が女性活躍推進をどのように活用しているの調査し、企業経営者に対して「見える化」することで、上場企業における自発的な女性役員登用等の女性活躍の取組を促進する。 ※特定事業主関連規定については内閣府所管、一般事業主関連規定については厚生労働省所管。	6,219	5,400	86.8	-	-	-	6,616	3,844	3,844	▲ 2,772	法案提出予定	-	-	-	-	29	65	1	4	3-3	内閣府
130	Ⅱ	3	(1)	②	女性活躍推進法の施行後3年の見直し実施の取組 女性活躍推進法附則第4条で施行後3年を経過した場合の検討規定が設けられていること等を踏まえ、見直しの検討を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	法案提出予定	-	-	-	-	-	厚生労働省		
(2)企業における女性役員登用等の推進に関する取組																										
131	Ⅱ	3	(2)	①	上場企業における女性役員登用を促進 資本市場における女性活躍情報の活用状況 見える化事業 コーポレートガバナンス・コードの改訂において、取締役会のジェンダー多様性の面を含む多様性の確保が明記され、上場企業における女性役員登用が企業価値上の重要な要素の一つとされていることを踏まえ、我が国の女性役員登用状況、必要性等を上場企業、経済団体等に対して周知し、啓発を行う。 また、ESG(環境・社会・ガバナンス)を投資判断に組み込み、長期的な投資リスクの向上を目指す。いっしょにESG投資が世界的に拡大しており、我が国においても、例えば、OPF(年金基金)投資管理運用独立行政法人(女性活躍をテーマとした日本株女性活躍指数を採用する動きがある。このように女性活躍に関する企業を投資にあたって考慮する動きが資本市場にあることから、機関投資家が女性活躍推進をどのように活用しているの調査し、企業経営者に対して「見える化」することで、上場企業における自発的な女性役員登用等の女性活躍の取組を促進する。 平成30年度と21年分のESG投資における女性活躍情報の活用状況に関する調査を実施し、ESG投資において機関投資家が女性活躍推進企業を投資にあたって考慮する好事例等を企業経営者にコンプライアンス等を通じて共有する。 また、平成30年12月版で、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定率は、策定が義務付けられている従業員301人以上企業で99.3%(16,368社/16,425社)となっている。 また、平成30年12月版で、女性活躍推進法に基づく見える化(見える化認定)を受けた企業数は計775社となっており、その内訳は3段階認定を受けた企業数が507社、2段階認定を受けた企業数が264社、1段階認定を受けた企業数が4社となっている。	-	-	-	11,656	-	-	-	11,516	7,882	▲ 3,774	▲ 3,636	-	-	-	-	47	68	2	4	-	内閣府
132	Ⅱ	3	(2)	②	女性役員候補者の育成 「女性活躍加速のための重点方針2019」でも、平成28年度に作成した「女性リーダー育成に向けたデジタルプログラム」について、平成29-30年度の取組実施の結果も踏まえ、新たな地域での検証にも取り組む。また、多様な企業にに対応するため、広範な選択プログラムを導入を可能とする大学等と連携し研修を実施することなどを通じ、我が国の女性リーダー育成に向けた取組の促進を促す。加えて、広範な選択プログラムを導入を可能とする大学等と連携し研修の実施などを通じ、我が国の女性リーダー育成に向けた取組の促進を促す。加えて、広範な選択プログラムを導入を可能とする大学等と連携し研修の実施などを通じ、我が国の女性リーダー育成に向けた取組の促進を促す。加えて、広範な選択プログラムを導入を可能とする大学等と連携し研修の実施などを通じ、我が国の女性リーダー育成に向けた取組の促進を促す。	11,218	9,980	89.0	20,022	-	-	-	31,601	27,116	7,084	▲ 4,485	-	-	-	-	42	69	2	4	-	内閣府

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段														重点方針		第4次男女共同参画基本計画の進捗			担当府省庁					
					関係予算														2016(進捗率)(※1)	2017(進捗率)(※2)	関係性の高い		その他						
					29年度歳出予算見込額(千円)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度当初予算額(千円)	30年度一次補正予算額(千円)	30年度二次補正予算額(千円)	31年度歳入要求額(千円)	31年度予算案(千円)	対30年度当初増減額(千円)	対経費要求増減額(千円)	法令・制度改正	税制改正要項	機構定員要求	その他			分野	大項目			その他				
133	II 3 (2) ②	女性役員候補者の育成	一般総活羅社会の実現に向けて、女性がその能力を遺憾なく発揮できるように支援することが不可欠。特に、経営層に女性を含めた多様な視点が入ること、企業競争力を向上する上で重要。	幹部候補の女性社員を対象に、ハーバード・ビジネススクールのノウハウを活用し、グローバルな視点を習得するための企業横断的な研修機会を提供する取組を支援する等、女性リーダーの育成促進に向けた取組を推進する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43	70	2	4	-	経済産業省			
134	II 3 (2) ③	企業における女性活躍を促すためのダイバーシティ経営の推進	平成24年12月に発足した第二次安倍内閣以降、「女性活躍」を政府の最重要政策の一つとして位置づけ、成長戦略の推進や一般総活羅社会の実現に向けて、様々な取組を進めており、(未来投資戦略2019(平成30年10月閣議決定)において、「ダイバーシティ経営の推進」が記載されたこと。)	ダイバーシティ2.0行動ガイドラインの改訂 平成29年3月、競争戦略としてのダイバーシティ経営の在り方を示した「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」を策定した。近年、コーポレートガバナンス・コードの改訂や、資本市場におけるESG投資の加勢を受け、30年6月、「取締役会における多様性の確保」及び「企業と労働市場・資本市場の対話促進」において、市民が取るべきアクションや、企業と投資家等の積極的な対話を促す情報開示項目の追加等「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」を改訂した。	180,535の内数	170,356の内数	-	207,776の内数	-	-	-	185,000の内数	151,913の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	67	2	4	-	経済産業省	
(3)企業や団体における女性の参画拡大に関する取組					平成26年8月に首相官邸で開催された「女性活躍会議」を開催し、同年6月、女性活躍推進に積極的に取り組む男性リーダーによって、様々な女性の意欲を高め、その持てる力を最大限発揮できるように、具体的に取り組んでいくことを掲げた「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの責」行動宣言を策定・発表した。	6,568	3,028	46.1	6,568	-	-	8,183	6,333	▲ 235	▲ 1,850	-	-	-	-	-	-	40	71	1	3	2-4, 3-1, 10-2	内閣府		
136	II 3 (2) ②	「女性のエンパワメント原則(WEPA)」の署名企業の拡大	男女共同参画社会づくりに関し広く各界各層との情報及び意見の交換並びにその他の必要な連携を図り、男女共同参画会議と協力しつつ、男女共同参画社会づくりに向けた積極的な取組を進めるため、希望18人と民間・NPO等の団体から推薦された議員9人(平成30年8月現在)からなる「男女共同参画推進連携会議」を平成28年9月に設置した。また、男女共同参画をめぐる個別具体的な課題の解決に向け、積極的な取組を行うため、29年10月「経済分野における女性の活躍促進チーム」を連携会議内に組織した。	「経済分野における女性の活躍促進チーム」において、「女性のエンパワメント原則(WEPA)」に係る取組の情報収集・共有・発信を行うとともに、署名拡大への働きかけを行う。	19,491の内数	17,251の内数	-	18,494の内数	-	-	16,879の内数	16,832の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41,61	72	1	4	10-1	内閣府	
137	II 3 (3) ③	産婦人科や小児科等の領域における医師の常勤配置に関する要件の緩和	医師の柔軟な働き方に対応する観点から、一定の領域の診療報酬について、常勤配置に係る要件の緩和を行う。	小児科・産婦人科・精神科・リハビリテーション科・麻酔科等の領域について、週8日以上かつ週24時間以上の勤務を行っている複数の非常勤職員を組み合わせた常勤換算でも配置可能とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	3	-	-	厚生労働省		
138	II 3 (3) ③	ICTを活用した勤務所に係る要件の緩和	画像診断及び病理診断を行う医師について、一定の要件の下にICTを活用した柔軟な働き方を可能とする。	画像診断管理加算、病理診断加算及び病理診断管理加算について、加算を算定する保険医療機関において当該加算に求められる医師数が勤務している場合、週8日以上かつ24時間以上勤務する医師が、ICTを活用して自宅等の当該保険医療機関以外の場所で撮影した場合も、院内での撮影に準じて算定することとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	3	-	-	厚生労働省	
139	II 3 (3) ③	女性医療職等キャリア支援事業	近年、女性医師が増加し、医師全体の約2割、医学部生では約3分の1が女性となっている。一方で、出産・育児によりキャリアを中断させる者も増加している。女性の割合が高い診療科(小児科、産科等)を中心に、医師確保上の課題となっており、女性医師がライフステージに応じて働き続けられる環境整備を図る必要がある。	出産・育児・介護等における女性医師等をはじめとした医療職のキャリア支援を行う医療機関を普及させるため、中核的な役割を担う拠点医療機関の構築に向けた支援を行う。	20,454	12,528	61.2	44,126	-	-	80,000	51,816	7,600	▲ 28,184	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	3	-	-	厚生労働省	
140	II 3 (3) ③	医療従事者の勤務環境改善の促進	医師・看護職等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保を図るため、国の指針・手引きを参照して、各医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を先行性組み(勤務環境改善マネジメントシステム)を創設する。	各都道府県に、以下のような勤務環境改善の取組を行う医療機関に対する総合的・専門的な支援体制(医療勤務環境改善支援センター)を設置するとともに、女性が働きやすいよう院内保育所の整備などの財政的な支援を実施する。	60,243,749の内数	60,243,749の内数	-	62,243,749の内数	-	-	事項要求	68,910,416の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	3	-	-	厚生労働省
141	II 3 (3) ④	女性スポーツ推進事業(スポーツ団体における女性職員の育成事業)	「スポーツ基本計画」(平成29年3月24日文科科学省策定)において、女性の「できる」「みえる」を促す人材の参加を促進するための環境を整備することにより、スポーツを通じた女性の社会参画を促進するとしている。	女性職員の採用割合が高いスポーツ団体に女性アスリートOBや女性コーチ、一般企業の女性経営者などから女性役員候補者を紹介することにより、女性職員の採用及び養成システムの構築・改善を目指すスポーツ団体を支援する。 ①女性役員向けの研修プログラムを開発を行い、研修を実施する。また、女性役員向けの研修プログラムを支援する。 ②スポーツ団体に女性役員となる人材を紹介する目的で、女性アスリートOBや女性コーチ、一般企業の女性経営者などの候補人材を登録する人材バンクを構築する。	-	-	-	28,866の内数	-	-	-	54,000の内数	34,580の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	87	6	4	-	文科科学省(スポーツ庁)	
142	II 3 (3) ④	スポーツ分野	スポーツ界における透明性・公平性・公正性の確保はスポーツ活動の基盤であるが、昨今、スポーツ選手のコンプライアンス(法令遵守)違反が頻発し、各スポーツ団体におけるノウハウや人材が十分でないことが喫緊の課題となっている。	スポーツ界全体のコンプライアンスを一元的に支援する体制を構築する。スポーツ基本法において、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施する旨が規定されており、スポーツ基本計画(平成29年3月24日文科科学省策定)においても、クリーンでフェアなスポーツの推進に国が一元的に取り組むこととしている。	20,173	19,977	99.0	16,479	-	-	-	50,000	29,090	12,611	▲ 20,910	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	8	-	-	文科科学省(スポーツ庁)
143	II 3 (3) ④	日本スポーツ協会補助(スポーツ指導者養成事業)	多様なニーズに対応した質の高い指導者を一貫したシステムにより養成するとともに、各競技別スポーツの普及・発展に資する指導者体制を確立し指導者の信用づけと役割に応じた資格認定を明確にするなど、スポーツ指導者の社会的信頼を確保する。	日本スポーツ協会認可認定に基づく指導者養成においてスポーツ人材確保に関する認識を明確にするなど、スポーツ指導者の社会的信頼を確保する。	503,495	503,495	100	494,871の内数	-	-	-	494,871の内数	494,871の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	8	-	-	文科科学省(スポーツ庁)	

通し番号	重点方針2018該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段													重点方針		第4次男女共同参画基本計画の進捗				担当府省庁								
									関係予算													2016(進出) (※1)	2017(進出) (※2)	関係性の高い												
									29年度歳出予算額(千円)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度当初予算額(千円)	30年度一次補正予算額(千円)	30年度二次補正予算額(千円)	31年度歳出予算額(千円)	対30年度当初増減額(千円)	対調整要求増減額(千円)	法令・制度改正	税制改正要項	機構定員要求	その他			分野	大項目	その他										
144	II	3	(3)	(5)	メディア分野	メディア分野の経営団体等との意思疎通の場	メディアと行政の間でセクハラ・ハラスメント被害が発生したことを踏まえ、政府を挙げて被害の予防・救済・再発防止を図るとともに、取材現場における女性の活躍に資する環境整備を促進する。	取材現場における女性の活躍に資する環境整備を促進するため、メディア分野の経営団体等と、政府の取組や公務部門における取材現場の整備について、意見交換を実施する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内閣府					
145	II	3	(3)	(8)	運送分野	自動車運送事業等における人材の確保・育成等に向けた普及啓発活動	自動車運送事業等においては、近年、人手不足が深刻化しているが、その対策推進は、中長期的な性別労働力に偏りた状態であり、女性の割合が減少傾向にあることから、人手不足の解消のためにも、女性の新規就労・活躍を促進することが重要な課題である。	女性タクシードライバーの新規就労・定着に取組む事業者の認定や、ドライバーと乗客のトラブルを適切に解消し、普及啓発、自動車関係団体と連携して女性も働きやすい環境づくりなどによる自動車運送事業の対策強化に向けたPR活動を実施する。	99.161の内数	79,844の内数	-	155,658の内数	-	-	-	358,378の内数	193,396の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国土交通省					
146	II	3	(3)	(7)	海運業・造船業等の海運業分野における人材確保・育成	海洋立国日本において、海運業・造船業等の海運産業は、我が国経済及び社会生活にとって大きな役割を担っており、それを支える船員や造船人材の確保・育成が不可欠。他方、生産年齢人口の減少に伴う産業と人材獲得競争激化が懸念される中、女性も働きやすい環境を実現し、海運産業における人材を呼び込み、定着させる必要がある。このため、他産業として女性割合が低い状況にある海運業全体において、女性活躍促進に向けた環境整備を図る必要がある。	女性船員の活躍促進に向け、国や海運事業者等の関係者が連携し、女性船員に関する情報の発信を実施するとともに、女性船員が働き続けやすい環境の構築に向けた取組みを行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	126,273の内数	計上されず	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国土交通省						
147	II	3	(3)	(7)	造船業における人材確保・育成	我が国の造船業は、省エネ等の性能と品質に優れた船舶を建造・輸出し、世界の広い労働集約型産業として地域の経済・雇用に貢献している重要な産業。中長期的な成長が見込まれる世界の造船市場において、その成長を我が国に還元する機会に結びつけるためには、技術力のある向上と合わせて、それを支える技術者・技術者の確保・育成が極めて重要である。造船業では、これまで女性の活躍は十分進んでいないが、女性が無理なく活躍できる作業や職種も多くあり、大きな潜在力として期待される女性の就業・活躍を促進するための取組みを推進する必要がある。	平成29年度より、地方運輸局を主体とした造船の人材確保・育成に係る専門官の地域連携体制を構築し、地元大学との一歩連携、調整、国土交通省の取組等の周知等について進めている。本体制を活用し、平成28年度に作成した「造船事業者等の地域連携によるインフラ整備」等実地力アップの取組等を発案し、女性を含む造船を担う技術者の拡大を図るためのインターンシップ受入れや高次教員等を対象とした造船教育の研修等の開催を促し、地域の造船企業と教育機関のネットワーク強化を図っている。また、船・造船所・船用工業事業者等における女性の活躍や企業の先進的な取組事例の情報発信として、昨年4月及び7月に、「海運業における女性活躍推進の取組事例集」を発行。引き続きPR活動を実施する。	67,499の内数	83,027の内数	-	82,258の内数	-	-	-	100,260の内数	83,474の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国土交通省		
148	II	3	(3)	(8)	建設分野	オープンイノベーション等による建設の推進	建設業は社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、我が国の国土保全上の必要不可欠な「地域の守り手」である。人口減少や高齢化が進む中でも、建設がもたらぬ役割を果たすため、国土交通省では調査・選考・設計・施工・検査・維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用する「i-Construction」を推進し、2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す。	オープンデータ・AI/バーション等による新技術の開発・現場導入、ICT活用の拡大、施工時期の平準化等の取組により「Construction」を推進する。公共工事における新技術の開発・現場導入の推進。大学・ベンチャー等と連携したオープンイノベーションによる新技術等の導入促進。AI・IoT等の導入による建設生産・管理システムの高度化。企業・大学等における現場向け新技術開発への助成及び国際間の研究開発の連携強化。i-Construction推進コンソーシアムによる新技術導入や3次元データの利活用推進。地方公共団体や中小建設業者におけるICT導入の普及と加速。地下空間に関する安全技術の確立に向けた地盤情報の収集・共有・利活用等の推進。	744,494	731,505	98.3	1,880,501	-	2,516,984	2,250,916	3,329,943	1,449,442	1,079,027	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国土交通省		
149	II	3	(3)	(8)	建設分野	建設業における女性の活躍の推進	建設業においては、従事者の高齢化や若年入職者の減少等により、将来の担い手の確保・育成が喫緊の課題となっている。こうした状況下、建設業での女性の活躍は、業界に新たな活力や機軸をもたらすほか、性別を問わずあらゆる女性に対して業種の垣を越えて、担い手の確保・育成に向けた機軸となるような好循環が期待される。このため、女性の更なる活躍を国内人材確保・育成策の柱の一つに位置づけ、業界全体の活性化と将来の担い手確保・育成を図る必要がある。平成26年8月に官民共同で策定した「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を受け、5年以内の女性増を目指す、官民を挙げた様々な取組が実施されているところ。	建設業における女性活躍の機軸をさらに高め、建設業界が自律的・継続的に女性活躍に取り組める環境を整備するため、策定から5年が経過するに当たって女性活躍できる建設業行動計画(1年度2868名取組)の取組や新計画策定に向けた検討を行い、女性活躍の推進策について検討する。	48,500の内数	47,472の内数	-	33,404	-	-	-	35,000	13,813	▲19,591	▲21,187	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国土交通省		
(4)女性の起業に対する支援の強化																																				
150	II	3	(4)	-	地域女性活躍推進交付金(100の再掲)	地域女性活躍推進交付金(100の再掲)	多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。(交付対象)地方公共団体(補助率)2分の1(平成31年度予算案)(交付上限)都道府県 1,000万円(31年度予算案) 政令指定都市 500万円(31年度予算案) 市区町村 250万円(31年度予算案)(交付条件)女性活躍推進法第6条における都道府県推進計画・市町村推進計画で高度定、又は、高度を予定していること ※定量的な成果目標を設定。	609,442	562,145	92.2	200,000	-	90,000	240,380	150,000	▲50,000	▲90,380	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内閣府				
151	II	3	(4)	-	女性起業家等支援ネットワーク構築事業(予算は134の再掲)	女性起業家等支援ネットワーク構築事業(予算は134の再掲)	平成24年12月に発足した第二次安倍内閣以降、「女性活躍」を政府の最重要政策の一つとして位置づけ、成長戦略の推進や一億総活躍社会の実現に向けた取組を推進している。女性起業家等支援ネットワークは、企業内における女性活躍や多様な女性の活躍推進に加え、企業就労に限らない多様なキャリアの選択の提示が必要である。	平成28年度から全国10箇所においている地域の金融機関や産業・創業支援機関、女性に対するキャリア形成を行う関係事業者、NPO等を中心とした女性起業家等支援ネットワークにおける活動を補助。また、平成28年度から30年度の活動の中で成果・整理した女性起業家等支援ノウハウ等を全国的に展開するとともに、全国における支援ネットワーク自立化のための仕組みを検討する。	180,535の内数	170,356の内数	-	207,776の内数	-	-	185,000の内数	151,913の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	経済産業省					
(5)政治分野																																				
152	II	3	(5)	-	政治分野における女性の参画拡大に関する調査研究	政治分野における女性の参画拡大に関する調査研究	我が国においては、国際比較等を進めても、女性議員の割合が低い状況にあること(※)を踏まえ、国会・地方議会等における女性の政治参画状況に関する情報の収集・提供等を行うこととなる。平成30年5月には、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年法律第28号)が公布・施行された。同法は、政党の自主性を確保しつつ、男女の候補者の数が公平に確保されることに基づき活用して、政党の自主的な取組を促すものである。同法では、国は、情報の収集・提供や啓発活動、環境整備等を行うこととされており、さらに、同法に対する参議院内閣委員の附帯決議において、内閣府が情報収集等を行うことが明記されている。上記を踏まえ、政党の自主性を確保しつつ、情報収集や増進状況の「見える化」等の情報提供の観点から、他の政治分野における男女共同参画の推進に資する取組を積極的に行う。 ※ 衆議院10.2%(平成31年2月5日現在)、参議院20.7%(平成31年1月27日現在)、都道府県議会10.1%(平成29年12月31日現在)、市区町村議会13.1%(平成28年12月31日現在)	16,609の内数	7,560	-	10,142	-	-	25,555	12,565	2,423	▲12,990	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内閣府
(6)司法分野																																				
153	II	3	(6)	-	検察官の就業継続のための環境整備	検察官の就業継続のための環境整備	仕事と生活の調和及び子育て中の検察官の活躍促進のため	・転勤先において保育所の確保が必要な場合、転居を伴う転勤先における保育所の申し込み期間に間に合うようにするため、育児見込等を勘案し、他の職員よりも可能な限り早期に内示を行うなどの配慮。 ・年次休暇の取得促進。 ・育児休業等の仕事と家庭の両立支援制度の利用促進。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	法務省					

通し 番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段													重点方針		第4次男女共同参画基本計画 との関係			担当 府 省 庁																
					関係予算													2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	関係性の高い		そ 他																	
					29年度歳出予算 額(千円) (歳出予算額、前 年度繰越額、予備 費使用額及び活用 等繰越額を合算し たもの)	29年度決算額 (千円)	使用割合 (%)	30年度当初予算額 (千円)	30年度一次補正予 算額 (千円)	30年度二次補正予 算額 (千円)	31年度要 求額 (千円)	31年度予算 額(千円)	対30年度当初 増減額 (千円)	対減額要 求額 (千円)	法令・制 度改正	規制改 正要 求	機構定 員要 求			その他	分 野			大 目 目	そ 他														
(7)行政分野																																							
154	II 3 (7) ①	国家公務員における取組	女性国家公務員の活躍推進に当たっては、女性が職を増加させることがその基盤となり、そのためには女性の採用者数を増加させることが必要となる。現在、「第4次男女共同参画基本計画」における「指導的地位に占める割合を30%程度」とする目標に向けて取組を進めているところであり、国は、「まず先よめよ」の観点から女性の採用促進を優先的に取組むこととしている。また、多様な人材を活かすダイバーシティ・イニシアティブを進めることは、行政サービスの質の向上に不可欠。行政サービスの質の向上と女性の活躍推進に資するに当たっては、男女全ての働き方改革によるワークライフバランスを実現することが不可欠である。ワークライフバランスの推進は、男女共に育児・介護等による時間制約のある職責を担える中公務の特長を踏まえた働き方改革と、男性が育児等の家庭責任を果敢とすることができるよう働き方改革の両輪とすることで実現が求められる。そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	「女性のための公務研究セミナー」の実施 様々な府省における業務内容やその魅力、女性の活躍の案等を説明し、公務への関心をより高めてもらうことを目的として実施する。 「女性のための歳が随特別講演」の実施 府の行政の最新状況や女性行政が、我が国の重要な政策課題について講演することをともに、併せて女性の立場から仕事ややりがいや仕事と家庭の両立についても普及し、公務の魅力や勤務の実情等について理解と関心を深めてもらうことを目的として実施する。 女子学生等試験制度ガイドナスの実施 多数の大学で国家公務員試験制度を説明し、より多くの女子学生に職業選択の一つとして公務に関心を持ってもらうことを目的として実施する。	2,614	1,603	61.3	2,994	-	-	-	-	3,153	3,206	212	53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人事院												
155	II 3 (7) ②	女性職員育成加速化、進取人事管理と管理職の意識改革	我が国の経済社会の持続的な発展のためには、女性の力を最大限発揮できるようにするとともに、女性が輝く社会を実現することが重要であり、国が「まず先よめよ」の観点から率先して女性職員の活躍推進に取り組み必要がある。また、多様な人材を活かすダイバーシティ・イニシアティブを進めることは、行政サービスの質の向上に不可欠。行政サービスの質の向上と女性の活躍推進に資するに当たっては、男女全ての働き方改革によるワークライフバランスを実現することが不可欠である。ワークライフバランスの推進は、男女共に育児・介護等による時間制約のある職責を担える中公務の特長を踏まえた働き方改革と、男性が育児等の家庭責任を果敢とすることができるよう働き方改革の両輪とすることで実現が求められる。そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	①女性活躍・ワークライフバランス推進に係るセミナー（管理職員、若手女性職員、中堅女性職員を対象とする）や管理職向けトレーニングを実施する。 ②育児休業中の女性職員又は育児休業から復帰後1年以上の女性職員や、共働き世帯で未就学児を持つ職員を対象としたセミナーを実施する。 ③様々な分野で活躍する女性職員に対し、オンラインコースを実施し、活事例集として取りまとめること、ホームページでの公開や冊子の配布による情報発信を行う。 ④各府省一歩ととなった「国家公務員」ブランドの発信・浸透を図るため、女性をはじめとした多様な対象に向け、ホームページやSNSなどの多様な積極的な発信による情報発信の強化や、説明会の企画、参加などの取組等の積極的な財政支援を行う。	67,063の内訳	74,478の内訳	-	68,606の内訳	-	-	-	101,604の内訳	71,296の内訳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内閣官房												
156	II 3 (7) ②	女性地方公務員の活躍・働き方改革推進に向けた戦略的広報・情報発信(30の再掲)	地方公共団体が女性活躍推進法及び第4次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面で働き方改革の取組を進め、女性が活躍しやすくなる環境を整えること、②人事管理面で働き方改革の取組を進め、女性が活躍しやすくなる環境を整えること、③男性が育児等の家庭責任を果敢とすることができるよう働き方改革の両輪とすることで実現が求められる。そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	地方公共団体における女性職員活躍及び働き方改革(以下「女性職員活躍等」という)に関する先進的な取組事例(以下「先進事例」という)について、女性職員活躍等に関する取組を推進するため、組織・連携による情報発信の強化を図るとともに、併せて女性の立場から仕事ややりがいや仕事と家庭の両立についても普及し、公務の魅力や勤務の実情等について理解と関心を深めてもらうことを目的として実施する。	-	-	-	12,940の内訳	-	-	-	15,864の内訳	16,140の内訳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	総務省													
157	II 3 (7) ②	組織トップの女性活へのコミットメント拡大(135の再掲)	平成26年3月に菅官邸で開催された「働く女性応援推進」を契機に、同年6月、女性活躍推進に関する取組を推進する男性リーダーによって、様々な女性の意を反映し、その中で最大の効果をあげる。具体的には、組織・連携による情報発信の強化を図るとともに、併せて女性の立場から仕事ややりがいや仕事と家庭の両立についても普及し、公務の魅力や勤務の実情等について理解と関心を深めてもらうことを目的として実施する。	「働く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」の発足宣言により、多くの民間企業や団体等のトップ層と連携し、具体的な取組を推進するため、組織・連携による情報発信の強化を図るとともに、併せて女性の立場から仕事ややりがいや仕事と家庭の両立についても普及し、公務の魅力や勤務の実情等について理解と関心を深めてもらうことを目的として実施する。	6,568	3,028	46.1	6,568	-	-	-	8,183	6,333	▲235	▲1,850	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	71	1	3	2-4, 3-1, 10-2	内閣府									
158	II 3 (7) ③	地方警察官採用募集活動に係る国の事業の強化	地方警察官の採用者数は、退職者数の増加や増員により平成13年度から急増し、14年度以降15年連続して1万人を超えている。反面、少子化の影響を受けての民間企業に比べ採用活動の活性化等も加え、女性の採用・採用拡大に伴い、平成23年度に比べ、女性の競争倍率が低下しているなど採用倍率は依然として厳しい状況であることから、警察庁として各都道府県警察の採用募集活動に対する更なる支援を行う必要がある。	女性対象合同企業説明会に参加し、都道府県警察と共に警察官の魅力ややりがいをアピールするとともに、女子学生を対象とした女性警察官募集説明資料を作成し、当該説明会で活用したり、各都道府県警察に配布したりする。	4,966	4,187	84.3	3,285	-	-	-	3,285	3,346	61	61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	68	88	2	3	-	警察庁									
159	II 3 (7) ③	女性海上保安官の活躍推進(巡視船艇等)	今後の女性海上保安官の採用・登用の拡大のため、巡視船艇等の建造時から、女性海上保安官等の意見を踏まえつつ、巡視船艇における女性に配慮した設備の整備等、女性働きやすい環境整備を推進する。	巡視船艇の建造造船所において、実物大の女性住居(風呂、便所、洗濯室)の模型を用い、女性職員による使い勝手の検証を行う。平成24年度は、中型巡視船、小型巡視船、大巡視船艇、平成29年度は、ヘリコプター搭載型巡視船艇においてそれぞれ実施した。今後も、女性職員の意見を踏まえつつ、女性に配慮した設備を備えた巡視船艇等の整備を推進する。	52,650,135の内訳	42,590,927の内訳	-	28,465,316の内訳	-	-	9,033,687の内訳	34,952,491の内訳	30,224,692の内訳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	88	11	1	2-3	国土交通省(海上保安庁)								
160	II 3 (7) ③	女性海上保安官の活躍推進(救難・捜索・訓練等)	海上保安庁は、海上の安全及び治安の確保を図るため、離島を含む全国各地において24時間体制で業務を遂行しているが、このような勤務環境は女性職員を志望した者や若手・介護等の事情を抱える職員には厳しいものであり、従来の不安定な勤務環境を改善し、女性働きやすい環境を整備する必要がある。そのため、職場定着の基盤整備及び継続したフォローアップ体制を構築し、若手女性職員の勤務意欲やキャリアアップへの意識を向上させる女性別研修や実践研修等を実施する。	若手女性職員の業務意識・キャリア意識の向上、不安の解消と活躍の推進のため、本庁及び各管区において若手女性職員を対象とした研修を実施する。 職員に男女共同参画の意識を醸成するため、海上保安大学校、海上保安学校等に対する男女共同参画に関する研修を実施する。 本職員の意見や実情を踏まえた働き方改革の取組(キャリアパス)を策定し、果敢とした働き方改革の推進を図るとともに、併せて女性の立場から仕事ややりがいや仕事と家庭の両立についても普及し、公務の魅力や勤務の実情等について理解と関心を深めてもらうことを目的として実施する。	4,165	3,914	94.0	4,230	-	-	-	4,755	4,446	216	▲309	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	90	2	3	11-1	国土交通省(海上保安庁)							
161	II 3 (7) ③	女性自衛官の採用・登用の拡大のための勤務環境の整備	自衛官については、その職務の特殊性から、起床から消灯までの集団行動や作業(入隊後の勤務教育(約3ヵ月間)や訓練)などが行われる機会が多い。また、主に幹部以外の者については、原則として駐屯地・基地内に居住する義務を負っており、自衛官にとって、駐屯地・基地等も、勤務するものであるように生活を営む場であるという側面を併せ持っている。これを踏まえ、今後、女性自衛官の採用・登用の更なる拡大を図るには施設の整備を行う必要がある。	女性自衛官が働きやすい環境を実現するための施設(起居することとなる倉庫、当直室、更衣室等の女性専用区画、女性用の浴場やトイレ)の整備	807,912	689,653	85.4	1,276,622	-	-	556,388	2,473,908	1,918,732	640,110	▲555,176	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	67	91	11	1	2-3	防衛省							
162	II 3 (7) ③	女性消防官の勤務意欲やキャリアアップへの意識を向上させる女性別研修等実施の充実化	女性消防官については、夜間や休日の勤務に加え、緊急時の非常召集など、過重な業務負担から離職者数も多く、男性消防官と比較して、採用後3年未満の離職率が著しく高い傾向を有している。この状況を踏まえ、職場定着の基盤整備及び継続したフォローアップ体制を構築し、若手女性消防官の勤務意欲やキャリアアップへの意識を向上させる女性別研修や実践研修等を実施する。	女性研修員同士の連帯感を醸成し、研修終了後の研修員同士のネットワークを構築することを目的として、全国の女性消防官の初等科集合研修を矯正研修所1所から集約して実施する。 初等科集合研修終了後3年目の女性消防官に対し、現状の自分の課題について確認するとともに、自分のキャリアを考え、今後の勤務先として継続して勤務する意欲を高めていくことを目的として、矯正研修所においてフォローアップ研修を実施する。	-	-	-	-	-	-	-	14,658	9,322	-	▲5,336	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	-	法務省									
163	II 3 (7) ④	消防分野	消防の分野において、平成30年4月1日現在、全国の消防員(※)における女性の割合は27%と警備や自衛隊といった他の分野と比較して低水準。消防庁では、平成27年7月29日、消防庁次長から都道府県知事あてに、消防本部における女性消防員の向上に向けた取組の推進について通知を发出。 消防庁として、消防サービスの向上、消防組織の活性化のためには、女性消防員の活躍推進を大きく進める必要がある。 (※)消防員、階級を持ち、消火活動中の緊急措置等、消防法上の権限を有する者。	消防員を目指す女性を増加させるため、女子学生を対象とした職業説明会を全国で開催する。 女性を対象とした消防の魅力を伝えるためのポスターガイドブックによる情報発信。 女性の採用が進んでいない消防本部に対してアドバイザーを派遣することにより、消防本部における女性の活躍に向けた取組を支援する。 消防庁等における女性専用施設等の整備に対して特別交付措置による財政支援を行う。	48,474	45,471	93.8	46,987	-	-	-	65,239	44,294	▲2,683	▲20,945	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70	97	11	1	2-3, 9-2	総務省(消防庁)							

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段													重点方針		第4次男女共同参画基本計画の進捗				担当府省庁		
					関係予算													2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関係性の高い			その他			
					29年度歳出予算(千円)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度当初予算額(千円)	30年度一次補正予算額(千円)	30年度二次補正予算額(千円)	31年度歳入要案額(千円)	31年度予算(千円)	対30年度当初増減額(千円)	対調整要求増減額(千円)	法令・制度改正	税制改正要案	機構定員要案			その他	分野	大項目			その他	
164	II 3 (7) (4)	消防分野	女性消防団員の加入促進	地域住民の安全・安心の確保に大きな役割を果たす消防団について、消防団員総数が減少する中、女性消防団員は年々増加していることあり、女性が参加しやすい消防団においては、女性消防団員の加入について差別に類しないこと、さらに女性消防団員が所属している消防団においては、さらに積極的な女性の消防団への加入促進を図ることを働きかける。	女性や若者等の入団を促進するため、地方公共団体が、地域の企業や大学と連携して消防団員を確保する取組を支援(例:女性分団の新設に要する経費等を支援)する。 女性消防団員等の活躍を加速させるための「地域防災カレッジ」を各地で開催し、地域防災の重要性についての理解を深め、女性特有の視点やスキルを活かす取組を共有しながら、現状の問題の分析・解決を目指す(平成30年 栃木県、青森県、静岡県で実施予定)。 全国的な女性消防団員が一堂に集い、自らの活動や成果をアピールするとともに、意見交換や交流を通じて連携を深める全国女性消防団員活性化大会を開催し、女性消防団員の活動をより一層、活性化させる。	179,519	115,628	64.4	176,099	-	-	176,099	-	-	177,092	993	993	-	-	-	69	98	11	1	-	総務省(消防庁)
(8) 科学技術・学術分野における女性活躍の促進																										
165	II 3 (8) (1)	女子生徒等の理工系分野への進路選択を促進するためのアプローチ	理工系分野における女性の活躍推進事業	我が国が国際競争力を維持・強化し、多様な視点や発想を取り入れて科学技術・学術活動を活性化していくためには、理工系分野の女性研究者・技術者となり得る人材を育成していく必要がある。しかしながら、現在のところ、我が国の研究現場における女性の割合は、理工系分野の先進国と比べて低水準であり、理工系を専攻する女性の割合は、理学27.2%、工学14.9%(大学)となっており、他分野に比べて低水準である。平成27年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においては、「科学技術・学術における女性の参画拡大」(女性研究者・技術者が働きやすい研究環境の整備)及び「女子学生・生徒の理工系分野の進路選択及び理工系人材の育成」に取り組むこととしている。また、実施方針に「すべての女性が輝く社会」を本計画で決定的な女性活躍推進のための重点方針18としており、理工系を軸とする科学技術・学術分野における女性人材の裾野拡大を更に加速させるとしている。	関係府省・関係団体と連携し、女子生徒等の理工系分野への進路選択及び理工系人材の育成を推進するため、以下の施策を総合的に実施する。 産学官からなる支援体制の構築を目的としたネットワークの形成及び連携と情報交換等を目的とした会議を開催する。 また、理工系進路選択に関する理解を促進するため、女子生徒等を対象としたシンポジウムに加え、進路選択に影響を与える保護者や教員向けのシンポジウムを開催するとともに、理工系女性人材の裾野拡大のため、STEM Girls Ambassadors(理工系女子生徒大使)によるワークショップを実施する。 さらに、理工系女性人材の層を厚くするため、理工系分野の学習と具体的な職業を関連付けた学習機会を拡大するとともに、進路検討段階にある女子児童・生徒が、科学技術に興味を持つ機会を増加及びプログラムについて説明を行う。 加えて、「理工系チャレンジ」に係る関連施策やイベント情報を充実させるとともに、理工系進路に関する各種情報発信を強化する。	22,950	16,920	73.7	19,634	-	-	-	28,716	24,200	4,566	▲4,516	-	-	-	-	36	73	5	3	-	内閣府
166	II 3 (8) (2)	理工系女子(リケジョ)啓発イベント	理工系女子(リケジョ)啓発イベント	「第5期科学技術基本計画」では、女性の能力を最大限に発揮できる環境を整備し、その活躍を促進することを掲げ、あわせて、自然科学系全体の新規採用に占める女性研究者の割合を30%にすること(平成27年現在 28.2%)を目標としている。 女性の参画拡大において、次世代を担う理工系女性人材の裾野の拡大も重要な取組の一つであり、女子中高生等の理工系進路への興味関心や理解を深めることを目的として、理工系女子啓発イベントを開催するもの。	本イベントは、女子中高生等やその保護者、教員等を対象として、理工系分野で活躍している社会人・学生等の話を聞きながら、質疑応答や意見交換を通して、理工系進路への興味関心を高めるとともに、理解を深めるイベントである。 平成30年度は6月に内閣府男女共同参画局、文部科学省及び国立研究開発法人科学技術振興機構と協力して「進路から人生が変わる? 理系で広がる私の未来2018」を開催。 平成31年度も6月にイベントを実施予定。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	74	5	3	-	内閣府		
167	II 3 (8) (2)	女子中高生の理工系分野への興味・関心を高める取組	女子中高生の理工系進路選択支援プログラム	女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、地域で継続的に行われる取組を推進。	継続かつ効果的な取組実施を目的とした組織の構築(産学官の連携したコンソーシアムや運営協議会等) -文理選択に迷う女子中高生に効果的にアプローチし組みの構築(学校訪問による生徒を対象とした取組等) -教員・保護者関係者等に対する理解を高め、生徒が主体的に考える機会を創出して進路選択が可能となるような環境・土壌の構築(シンポジウム、理系キャリア相談会等のイベントの開催等) -複数産官連携による効果的なPODモデルの構築 -国立研究開発法人科学技術振興機構による効果的な側面での支援(事例調査や研究等の実施、各取組へのフィードバック等)	-	-	-	45,000	-	-	-	60,000	42,500	-	▲17,500	-	-	37	75	5	3	-	文部科学省		
168	II 3 (8) (3)	産業界及び教育機関への周知、広報の実施	理系女性活躍促進事業	経済産業省及び文部科学省の共同事務局で設置している「理工系人材育成に関する産学官行動計画(以下「産学官計画」)」では、特定の産学官分野で人材が不足していること、産業界は採用した学生に対して再教育している実態があることが示された。内閣会議では、産業界で求められている人材の育成や教育の非効率化等がある課題を認識し、産学官計画において重点的に着手すべき取組を「理工系人材育成に関する産学官行動計画」としてとりまとめ、本事業も当該行動計画における取組みとして位置づけられている。	女性活躍推進のため、理系女性に持っているスキルと産業界が求める人材の可視化を行い、女性自身とのお互いスキルを身につけたいという思いを共有し、産業界と産学官が連携して、産学官計画において重点的に着手すべき取組を「理工系人材育成に関する産学官行動計画」としてとりまとめ、本事業も当該行動計画における取組みとして位置づけられている。	195,028の内数	180,533の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38	76	5	1	5-3	経済産業省		
169	II 3 (8) (4)	女性研究者の活躍促進に向けた環境整備	ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ	人口減少局面にある我が国において、研究者コミュニティの持続可能性を確保し、多様な視点や優れた発想を取り入れ科学技術イノベーションを活性化させるためには、女性研究者の活躍促進が重要。そのため、女性研究者が出席、育児等のライフイベントにかかわらず研究を継続できる環境の整備や、女性研究者の研究向上を通じた上級職を促進する。	研究と出産・育児等のライフイベントとの両立や女性研究者の研究力向上を支援し、リーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた次世代の取組を支援する。	1,110,686	1,110,686	100	988,330	-	-	-	1,247,090	0	▲988,830	▲1,247,090	-	-	-	77	5	2	-	文部科学省		
170	II 3 (8) (4)	特別研究員等事業(RPD)	特別研究員等事業(RPD)	優れた若手研究者に対して、その研究生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えるため、特別研究員として奨励・支援するとともに、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を図る。	博士の学位取得者が優れた研究能力を有する者が、出席・育児による研究中断後、内閣に研究奨励に復帰することができるよう、大学等の研究環境で研究に専念し、研究者としての能力を向上できるように支援する。	929,616	929,616	-	929,616	-	-	-	960,432	929,616	-	-	-	-	-	5	2	-	-	文部科学省		
(9) 国際的な協働及び貢献に向けた取組																										
171	II 3 (9) (1)	国際女性会議WAW1の開催等	国際女性会議WAW1の開催	我が国は、安倍政権の最重要課題の一つである「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として、2014年から東京において国際女性会議WAW1(World Assembly for Women)を開催している。 本会議は、女性・ジェンダー問題について国際的な議論をリードし、併せて国際的な意識向上と啓発を推進することが目的である。4回目となる2017年は、11月1〜3日に東京都内で開催し、国内外から68名の女性分野で活躍する専門家、記者、学生、市民の参加を予定し、産学官計画において重点的に着手すべき取組を「理工系人材育成に関する産学官行動計画」としてとりまとめ、本事業も当該行動計画における取組みとして位置づけられている。	女性活躍推進に貢献している国内外の著名な人(政府関係者、有識者、財界人、大学・学協会関係者)の参加を促し、基調講演及びパネルディスカッションによる公開フォーラムを実施すると共に、テーマ別のラウンドテーブル・セッションによる小グループセッションを行う。また、同会議に際して全国で開催される女性関連のイベントとの協力事業を実施。	91,547	85,944	93.9	86,453	-	-	-	85,905	86,253	▲200	348	-	-	-	63	100	12	2	-	外務省	
172	II 3 (9) (2)	国際機関の邦人職員増強	国際機関の邦人職員増強	1990年代に国連難民高等弁務官を務めた緒方貞子氏の例が示すように、国際機関で活躍する日本人の存在自体が「日本の顔」となり、日本のイメージ向上、要は日本の「正しい顔」の確保に大きく貢献していることから、国際機関で勤務する日本人職員を増強することは、外交政策上、極めて重要である。 しかし、国際機関に勤務する日本人職員数は、例えば国連事務総局においては、両事務局が定員(定員外職員)の1/3にとどまるなど、早急に状況の改善が必要である。 この点について、国内の議論においても、平成25年5月の参議院ODA特別委員の「第5回アフリカ開発会議(TICAD V)」の開催に当たり政府開発援助の特別委員の報告書に「国際機関における日本人職員数の増強を促す」の旨が盛り込まれ、また、平成29年6月閣議決定の「第1次投資戦略2017」工程表等において、2025年までに国際機関の邦人職員を100人とする目標(現職80人)が立てられるなど、政府一体として邦人職員増加に向けた取組みを一層強化することが求められている。	国際機関に対して、財政的・政策的貢献のみならず人的貢献を行うという観点及び国際機関における日本のプレゼンスを高めていく観点から、JPO(ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー)として若手の日本人を、また、国際機関の幹部職員として活躍することが期待される中堅・上級以上の日本人を、国際機関に派遣し、勤務経験を得させることにより、国際機関に勤務する日本人幹部職員の増強を図るとともに、候補者となり得る人材を発掘するためのガイダンスや応募者への支援等の施策を推進する。	2,384,514	2,055,632	86.2	2,470,149の内数	-	-	-	2,869,469の内数	2,587,656の内数	-	-	-	-	-	50	99	2	5	12-2	外務省	

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段														重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府庁					
					関係予算														2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関係性の高い			その他						
					29年度歳出予算限(千円) (歳出予算限、前年度実績額、予備費使用額及び活用等補償費を除いたもの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度当初予算額(千円)	30年度一次補正予算額(千円)	30年度二次補正予算額(千円)	31年度歳入要求額(千円)	31年度予算案(千円)	対30年度当初増減額(千円)	対歳入要求増減額(千円)	法令改正	制度改正	機構定員変更	機構定員要求			その他	分野	大項目			その他				
173	II	3	(9)	③	アジア・太平洋諸国との友好・情報関係の強化	アジア・太平洋諸国を中心とする各国と我が国の交流が架け橋となっている女性の活躍に焦点をあて、これまでの貢献に感謝するとともに、シンポジウムや国際交流の場を通じて相互の交流及びネットワークを強化し、さらなる女性の活躍の促進を図る。日本及びアジア・太平洋諸国間の友好・情報関係の強化を図る。平成28年度から5年にわたり実施することを想定。	日本で活躍しているアジア・太平洋諸国の女性、アジア・太平洋諸国で活躍している日本人女性、かつて日本で暮らし、母国に帰るなどして日本との架け橋となっているアジア・太平洋諸国の女性、日本国内においてアジア・太平洋諸国に関わりを持った事業者を行っている日本人女性、そして「男性と女性に関わりのない企業・教育機関・団体等を対象に架け橋」として活躍している女性」及び「架け橋性から見た日本の魅力に関する調査を行う。また、日本及びアジア・太平洋地域で活躍する架け橋者を招聘し、シンポジウム及び関係者の交流会を開催する。	61,982	42,522	68.6	61,982	-	-	-	48,463	44,162	▲17,820	▲4,301	-	-	-	-	64	101	12	2	-	内閣府		
174	II	3	(9)	⑧	中南米日系農業者等との連携交流・ビジネス創出	中南米には多くの日系農業者が在籍し、これまでも我が国との農業交流が実施されてきた。世代交代が進む中、我が国の農業の海外展開を推進する上で、今後ともその関係の維持・発展を図る必要があることから、中南米5カ国(ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ペルー)の日系農業者等との連携交流、若手や女性の日系農業者等を対象とした研修、ビジネス創出に向けた取組を実施する。	中南米の日系農業者等との連携の強化を行うとともに、若手や女性向けの研修やセミナーを通じて次世代リーダーとなる農業者等の育成、日系農業者団体と日本の地方企業とのビジネス創出に向けた交流を実施する。このうち日系農協の女性農業者等を対象とした研修は、日本に赴いて、日本の農業者団体の女性部の活動モデルに、食品製造、花きの栽培・販売、グリーンツーリズム等について実地体験を交えた研修を実施する。	41,824	41,588	99.4	60,000	-	-	-	61,500	61,030	1,030	▲470	-	-	-	-	-	-	102	12	2	-	農林水産省	
175	II	3	(9)	⑤	第7回ジェンダー統計グローバルフォーラムの開催	本フォーラムは、ジェンダー関連統計の作成能力向上や知識の共有を目的とし、世界各国及び国際機関の統計専門家を対象に、国連が国連国との共催で開催する国際フォーラムである。これまで平成19年から28年までに合計6回開催され、各国・国際機関の取組の発表等により、知識・意見交換が成されてきた。我が国は、次回(第7回)フォーラムの東京への招致について、国連統計委員会40国連合(平成29年3月開催)において要請し、委員会から歓迎を受けた。その後、国連ジェンダー統計に関する機関間専門家グループ(AE0-GS)年次会合において正式な招致表明を行い、同グループの2018年活動計画として正式に承認され、同フォーラムは11月に東京で開催されることとなった。なお、東アジア地域でのフォーラム開催は初めての試み。	我が国での平成30年(2018年)11月におけるフォーラム開催に向けて、関係者庁間の連携のもと、基調講演、セッション発表の実施に連関する調整を必要とする。フォーラムでの発表・意見交換等を通じた国際的なジェンダー統計の発展に貢献した。	-	-	-	28,685	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	103	12	2	-	総務省	
III 女性活躍のための基盤整備																														
1 子育て・介護基盤の整備及び教育の質の向上に向けた取組の推進																														
(1) 子育て・介護基盤の整備及び教育の質の向上に向けた取組の推進																														
176	III	1	(1)	①	子育て安心プラン	各自治体の取組や企業主導型保育事業における保育の受け皿拡大を含む。2018年度から2021年度末までの5年間の合計は、約53.5万人分を達成し、「待機児童解消加速化プラン」の政府目標50万人分を達成。待機児童を解消するとともに、女性の就業率8割に対応できるように、「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までの3年間で約27万人分の受け皿を確保することとしている。	待機児童を解消するとともに、女性の就業率8割に対応できるように、「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までの32万人分の保育の受け皿を確保することとしている。	186,697,428	182,155,364	97.6	66,370,975	839,040	39,355,675の内数	72,555,052	74,681,382の内数	-	-	-	-	-	-	-	160	9	1	-	厚生労働省			
177	III	1	(1)	①	保育対策総合支援事業補助金	「子育て安心プラン」に基づく約32万人分の保育の受け皿整備に伴い、保育の担い手となる保育人材(新たに約7万人)を確保するため、施設改善のほかに、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組む。	保育人材の確保については、新規の資格取得支援や就業継続、潜在保育士等に対する新規採用に総合的に取り組んでいる。平成31年度は、保育人材の確保のため、平成31年度予算案においては特に、保育士・保育員支援センターのマッチングを強化し、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よき働き場をマッチングを図ることや、長いプランによる潜在保育士の職場確保への不安を軽減するとともに、保育園等が潜在保育士を積極的に雇用する際に、研修等に要する費用などを補助することを盛り込んでいる。	58,429,649の内数	36,837,380の内数	-	38,144,358の内数	-	11,055,102の内数	42,134,492の内数	39,382,343の内数	-	-	-	-	-	-	-	119	60	1	3-5	厚生労働省			
178	III	1	(1)	③	子ども・子育て支援新制度の実施	我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を背景として、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが豊かに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を統合的に推進し、認定こども園、幼稚園、保育所を通じて共通給付(施設型給付)及び小規模保育等への給付(地域型給付)を行う。地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども子育て支援事業」)を行う。	948,074,484の内数	940,665,118の内数	-	1,021,881,095の内数	7,818,417の内数	1,021,681,005+事項要求の内数	1,244,132,674の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	117,120	157,158	9	1	1-2	内閣府		
179	III	1	(1)	①	仕事・子育て両立支援事業	「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに女性就業率8割に対応できるように、27万人分の保育の受け皿整備を行うこととしたこと。育児プランに基づく保育の受け皿整備の支援及び従来の子ども・子育て支援に加え、夜間・休日のほか短時間の非正規社員など多様な働き方に対応した仕事と子育ての両立に対する支援を行う。	事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就業形態に対応した保育サービスの拡大と支援する仕組みを創出し、選定に係る経費及び保育施設に相当する経費、運営費の一部を支援し、「子育て安心プラン」に基づき必要な保育の受け皿を確保する。また、ペーパーンター派遣サービスの利用を支援するため、利用料について助成を行う。	113,327,517	131,264,712	99.95	170,113,413	-	-	-	170,113,826	202,005,816	-	-	-	-	-	-	-	117	159	9	1	1-2	内閣府	
180	III	1	(1)	①	幼児期の教育・保育、放課後児童クラブ等の「量的拡充及び質の向上」	従来、都道府県が毎年1回実施してきた保育士試験について、保育人材の確保に向けて、年2回の試験実施に積極的に取り組むよう厚生労働省から通知するも取組が進まない状況にあった。このため、国家戦略特別区域限定保育事業により、年2回試験の実施を促す仕組みとして、登録日から3年間は資格を得た事業実施区域内の有効な地域限定保育士制度を創設し、地域限定保育士試験を政府指定都市市長が実施することと可能とし、実地試験に代えるなど試験を柔軟に行うことができるとし、もって保育士候補者増加の促進を図る。また、従来、地域限定保育士試験の試験事務を行わなければならない指定法人の範囲は、一般社団法人及び一般財団法人に限定されており、試験の柔軟な実施が難しかった。このため、指定法人の範囲を株式会社等の多様な主体に拡大することで、通常の保育士試験に加え、複数回の試験を柔軟に行うことができる。小規模保育事業は、0~2歳の待機児童解消を目的として創設されたため、対象年齢を原則0~2歳に限定し、市町村が認めた場合には、3歳~5歳を保育できることとしている。一方、特に都市部では、3歳以上も待機児童が発生し、小規模保育の需要の多いことが分けていない状況がある。このため、国家戦略特別区域小規模保育事業により、対象年齢の原則を撤廃し、0~5歳や0~5歳を対象とする小規模保育事業を認め、地域の実情に即した保育の受け皿整備を進め、待機児童の解消を図る。	国家戦略特別区域限定保育士事業 保育人材の確保に向けて、特設の都道府県等が行う国家戦略特別区域限定保育士試験の合格者に列し、登録日から3年間は資格を得た事業実施区域内の有効な地域限定保育士の資格を付与する。また、都道府県等が当該保育士試験の試験事務を行わなければならない指定法人の範囲を、一般社団法人及び一般財団法人以外の多様な主体に拡大する。国家戦略特別区域小規模保育事業 待機児童の解消に向けて、原則として0~2歳を対象としている小規模保育事業における対象年齢を0~5歳に拡大する。	835,581,514の内数	835,581,513の内数	-	897,724,037の内数	-	-	-	897,724,037+事項要求の内数	1,106,927,467の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	118	162	9	1	-	内閣府
181	III	1	(1)	①	国家戦略特別区域事業支援外国人入事業	「国家戦略特別区域事業支援外国人入事業」は、国家戦略特別区域の区域内において外国人材が家事、洗濯、掃除、買物等の家事支援サービスを提供することにより、女性の活躍促進や家事支援ニーズへの対応を図ることを目的に実施するもの。	本事業は、「国家戦略特別区域事業支援外国人入事業」を定めた区域計画が内閣府大筋に認定された場合に、都と地方自治体で構成する第三者管理委員会による管理体制の下、認定企業・雇用主が利用世帯等において家事支援サービスを提供する外国人材の招聘、在留を認めるもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	122	163	9	1	1-2	内閣府		
182	III	1	(1)	①	都市公園における保育所等の設置促進	①都市公園における保育所等の設置促進 国家戦略特別区域で実施してきた都市公園における保育所等の占用許可特例を平成29年6月の改正都市公園法により一般化したこと。特例措置の解消の推進に向け、都市公園における有業保育所等の設置を促進していくことが必要。子育て安心プラン(平成29年6月)においても都市公園の活用が盛り込まれている。	①都市公園における保育所等の設置促進 平成29年6月施行の改正都市公園法により、都市公園における保育所等の占用許可特例を一概措置化した。全国の待機児童の解消を推進し、また、都市公園における保育所等の設置について、地方公共団体に係る通知を行う。	10,096	9,990	99.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国土交通省		
					都市公園、大規模マンションにおける保育所等の設置促進	②大規模マンションにおける保育所等の設置促進 容積率緩和の特例措置を活用しやすとする大規模マンションの建設時には、局所的な保育施設の新設が生じる可能性があるが、大規模マンションにおいて保育施設を設置する動きは限定的である。このため、待機児童の解消の推進に向け、大規模マンションにおける有業保育所等の設置を促進していくことが必要。子育て安心プラン(平成29年6月)においても大規模マンションでの保育所の設置促進が盛り込まれている。	②大規模マンションにおける保育所等の設置促進 容積率緩和の特例措置を活用する大規模マンションについて保育施設の新設を要請すること等について地方公共団体の取組を推進するとともに、民間事業者に対する啓発を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国土交通省			

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段															重点方針		第4次男女共同参画基本計画の取組				担当府省庁		
					関係予算															2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関係性の高い						
					29年度歳出予算額(千円)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度当初予算額(千円)	30年度一次補正予算額(千円)	30年度二次補正予算額(千円)	31年度概算要求額(千円)	31年度予算案(千円)	対30年度当初増減額(千円)	対概算要求増減額(千円)	法令・制度改正	税制改正要項	機構定員要求	その他	分野			大項目	その他					
183	Ⅲ 1 (1) ①	幼児期の教育・保育・放課後児童クラブ等の「量的拡大」及び「質の向上」	保育所等に入所できない特機児童の解消を図るため、教育課程に係る教育期間の終了後等に行う教育活動である「預かり保育の充実(長時間化・通年化)及び保育を必要とする2歳児の受入れを支援することにより、幼稚園における特機児童の受入れを推進する。	1. 預かり保育の充実(長時間化・通年化)幼稚園における預かり保育の充実(長時間化・通年化)を促進するため、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)、私学助成(預かり保育推進事業)における長時間預かり・長期休業中の預かりに係る補助を実施。 2. 保育を必要とする2歳児の受入れ支援「子育て安心プラン」を支える「6つの支援パッケージ」に基づき、幼稚園における保育を必要とする2歳児の受入れを推進するため、①幼稚園における保育を必要とする2歳児を定期的に預かる取組(一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ))や認定こども園及び放課後児童クラブの活用(0・1歳児受入対象外とすることも可)を行う。 ※下線部分については予算編成に記載。なお、事項要求であるため、予算編成過程の中で検討。	107,617,268	102,478,060	95.2	118,766,233	—	—	—	118,766,233	130,375,993	—	—	—	—	—	—	—	117	157,160	9	1	—	文部科学省		
184	Ⅲ 1 (1) ①	幼稚園における特機児童の受入れの推進	保育所等に入所できない特機児童の解消を図るため、教育課程に係る教育期間の終了後等に行う教育活動である「預かり保育の充実(長時間化・通年化)及び保育を必要とする2歳児の受入れを支援することにより、幼稚園における特機児童の受入れを推進する。	1. 預かり保育の充実(長時間化・通年化)幼稚園における預かり保育の充実(長時間化・通年化)を促進するため、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)、私学助成(預かり保育推進事業)における長時間預かり・長期休業中の預かりに係る補助単位の増額を実施してきており、平成31年度についても、引き続き必要額を要求。 2. 保育を必要とする2歳児の受入れ支援「子育て安心プラン」を支える「6つの支援パッケージ」に基づき、幼稚園における保育を必要とする2歳児を定期的に預かる取組(一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ))の創設や2認定こども園及び放課後児童クラブの活用(0・1歳児受入対象外とすることも可)を行っており、平成31年度についても事業を実施するための予算を要求。 ※下線部分については予算編成に記載。	3,451,000	3,405,975	98.7	3,559,000	—	—	—	3,640,000	3,640,000	81,000	—	—	—	—	—	—	117	157,160	9	1	—	文部科学省		
185	Ⅲ 1 (1) ②	地域医療介護総合確保基金	団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効果的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題である。このため、消費税増徴分等を活用した財政支援制度(本基金)を平成27年度に創設し、各都道府県に設置することとしており、各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施する。	地域包括ケアシステムの構築に向けて、各都道府県計画に基づき、地域密着サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備(本基金)を平成27年度に創設し、各都道府県に設置することとしており、各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施する。等	42,290,000	38,882,012	91.9	42,290,000	—	—	—	42,290,000	46,702,500	—	—	—	—	—	—	—	129	164	9	1	—	厚生労働省		
186	Ⅲ 1 (1) ②	介護人材の処遇改善	介護人材の確保等を図るため、介護職員の賃金が介護サービス事業所で働く他職種と比べて低い状況にあること等を踏まえ、介護職員の処遇改善を行うこと。	介護人材の確保等を図るため、従来の介護職員処遇改善加算に加え、「新しい経済政策パッケージ」に基づき、リーダー級の介護職員について地域密着型介護サービス事業所において介護職員に重点化を図りながら、更なる処遇改善を行うこととしている。	—	—	—	1,895,249,122	—	—	—	—	2,036,135,574	—	—	—	—	—	—	—	131	165	9	1	—	厚生労働省		
187	Ⅲ 1 (1) ②	地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進	介護人材の「参入促進」「質の向上」「労働環境・処遇の改善」に資する多様な取組を支援し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保を推進する。	地域の実情に応じた介護人材の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」「質の向上」「労働環境・処遇の改善」に関する事業を支援する。平成31年度においては、介護事業所への介護ロボット、ICTの導入及び導入に係るコンサル費用の支援、介護入門者のさらなるステップアップや現職職員のキャリアアップ支援等、事業内容の充実を行う。	5,987,451	5,109,808	85.3	5,987,451	—	—	—	5,987,451	8,241,618	—	—	—	—	—	—	—	—	169	9	1	—	厚生労働省		
188	Ⅲ 1 (1) ②	介護のしごと魅力発信等事業	経済状況の好転により景気が回復していく中で、労働市場全体として人手不足感が高まっており、全業の有効求人倍率はバブル期を超える高水準となっていることから、介護分野での人材確保はより一層厳しくことが想定される。このため、地域医療介護総合確保基金を活用した各地域の実情に応じた取組がより人材確保に結びつき、国による介護職の社会的魅力を高めるための取組や介護人材確保対策の好事例の収集・分析・構築関係等の取組について引き続き推進を図りつつ、介護人材確保対策の底上げを図る。	介護のしごと魅力・社会的評価の向上を図り、介護分野への参入を促進するため、関係団体の協働の下で、先進的介護人材を招き入れるための体験型イベントの開催など、全国で多様な人材の確保・育成に向けたPR活動を推進する。また、この体験型イベントの実施に加えて、①若年層21卒(履修3ヶ月前)キャリアアッププログラムに対して、それぞれ個別アプローチにより、介護のイメージ転換を図る。	—	—	—	365,033	—	—	—	684,274	684,274	319,241	—	—	—	—	—	—	—	170	9	1	—	厚生労働省		
189	Ⅲ 1 (1) ②	「介護離職ゼロ」に向けた介護サービス基盤の整備	介護事業所における生産性向上については、「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、「効率的・効果的で質の高い医療・介護の提供」に資するため、作成文章の見直し、介護ロボット等の活用に加え、ICT利活用や、非専門職の活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドライン(本計画)の作成、普及させ、好事例の構築を図る。こととしておることから、介護サービスにおける生産性向上のガイドラインの作成等を行う。	介護事業所の生産性向上を推進するため、業務プロセス、職員配置及び作成文章の見直しのほか、介護ロボットの活用等を通して、モデル事業所において具体的な取組を展開し、その成果や手法を生産性向上ガイドラインに反映すること等を通じて、全国での実践に繋げる。	—	—	—	315,118	—	—	—	460,056	1,831,527	—	—	—	—	—	—	—	—	167	9	1	—	厚生労働省		
190	Ⅲ 1 (1) ②	介護事業所におけるICTを活用した情報連携推進事業	介護人材の確保が喫緊の課題である中、介護サービスを安定的に提供するためには介護の専門人材が確保できる環境や効果的・効率的に働ける職場環境の整備が必要である。また、介護事業所におけるICTについては、現在、介護サービス事業所においてICTを通じた情報連携の取組が進んでいない状況である。このため、セキュリティ基準の作成や医療・介護連携における標準仕様を推進することにより、介護職員の負担軽減や効果的・効率的な地域包括ケアを推進する。	介護事業所におけるICT化を全面的に普及促進するため、平成30年度において、ケアマネや事業所間における情報連携に必要な情報(ケアプラン(予定・給付実績)等)についてICT標準仕様を作成するとともに、介護事業所に求められるセキュリティ基準等の分析を行うこととして、平成31年度においては、医療・介護連携に必要な情報について、一定のICT標準仕様を作成するとともに、セキュリティ基準の作成を行う。	228,782	35,378	15.4	149,280	—	—	—	100,000	64,540	▲84,731	▲35,451	—	—	—	—	—	—	134	168	9	1	—	厚生労働省	
191	Ⅲ 1 (1) ②	介護ロボット開発等加速化事業	介護ロボットについては、平成28年6月に閣議決定された「ロボット・情報活用推進プラン」において、介護人材確保のための総合的な対策の一つとして、その活用促進が明記されたことである。また、平成30年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」においても、「環境ニーズを踏まえた開発支援及び介護現場への導入・活用支援を定める」の内容が盛り込まれており、本事業において、介護ロボット等の開発・普及の加速化を図る。	介護ロボット等の開発・普及を加速化するために必要な支援として、開発等の各段階において、以下の事業を実施する。 ○ニーズ・シーズ連携協働のための協議会の設置 ・開発前の着目段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する(体験展示や試用貸出など、新たな普及拠点としての機能を追加) ○福祉用具・介護ロボット実用化支援事業 ・介護現場のニーズに応じた実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での検証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。 ○介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業 ・介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的に活用方法を構築する視点が必要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。	300,000	212,163	70.7	372,461	—	—	—	615,972	481,804	109,343	▲134,168	—	—	—	—	—	—	—	132	166	9	1	—	厚生労働省

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段													重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係		担当府庁										
					関係予算													2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	関係性の高い			その他									
					29年度歳出予算 額(千円) (歳出予算額、前 年度繰越額、予算 外費用額及び活用 等補填額を加減し たもの)	29年度決算額 (千円)	使用割合 (%)	30年度当初予算額 (千円)	30年度一次補正予 算額 (千円)	30年度二次補正予 算額 (千円)	31年度概算要求額 (千円)	31年度予算案 (千円)	対30年度当初 増減額 (千円)	対概算要求 増減額 (千円)	法令・制 度改正	規制改 正要望	機構定 機要要求			その他	分野			大 目 目	そ の 他							
192	Ⅲ	1	(1)	2	「介護職職能ゼロ」に向けた介護サービス基盤の整備	介護職職能強化等推進事業 生産年齢人口の減少が本格化していく中、限られた人材で介護の支援ニーズの多様化、複雑化に対応していくためには介護職員のキャリア・専門性に 応じた機能分化や多様な人材によるチームケアの実践が必要である。 介護職員の参入障壁の軽減、習熟促進等を図るため、介護助手等と多様な 人材の保護を促し、機能分化による介護の提供体制や、地域の業者間・他職 種連携による介護業務効率化等について、先駆的に実施される取組を支援し 、その成果の全国展開を図る。	介護事業所等において、介護助手等の活用など、介護職員のキャリア・ 専門性に応じた機能分化等による人材確保・育成を促した生産性向上を 図るため、介護職の業務を俯瞰的に見直し、多様な人材によるチームケ アの実践による取組に係るかかり増し費用の助成等を行う。	-	-	-	-	-	-	591,420	591,420	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省			
193	Ⅲ	1	(1)	3	子どもの事故防止に関する取組の推進	我が国では、消費生活上の事故等によって、14歳以下の子どもが毎年約300 人となっている。子供の事故を防止するため、注意喚起等の啓発活動や子 供の事故防止に配慮された安全な製品の普及等に関する取組を推進する。	子供の事故情報の分析及び保護者意識の実態調査を実施し、その結果 を踏まえて、母親のみならず父親の意識・関心を高めるべく、啓発活動等 の取組みを推進する。	14,782	11,752	79.5	14,947	14,947	14,947	23,752	6,214	▲ 8,733	▲ 17,538	-	-	-	-	要求認められ ず	-	26	54	9	1	-	-	消費者庁		
194	Ⅲ	1	(1)	3	子供の事故防止等に関する取組	教育・保育施設等(幼稚園、保育所、認定こども園等)における事故防止等 の対応について、平成29年9月より教育・保育施設等における重大事故の再 発防止策に関する検討会を開催し、同年11月に中間取りまとめ、平成27年 12月に最終取りまとめがなされたところ、これらに基づき、平成27年4月から 重大事故が発生した場合の園への報告の仕組み等を整備するとともに、地方 自治体は死に事故等が重大事故が発生した場合に検証を実施し、再発防止 策を検討することとされている。	教育・保育施設等における重大事故の発生(再発)防止について検討会 を開催し、再発防止のための調査・傾向分析、ガイドラインの整備(更新)、自治体などへの助言などを実施する。	2,232	1,686	75.5	3,282	-	-	3,268	2,992	▲ 290	▲ 276	-	-	-	-	-	-	26	54	9	1	-	-	内閣府		
195	Ⅲ	1	(1)	4	乳児用液体ミルクの普及に向けた取組	災害時の備えや衛生的な授乳の支援、外出時、夜間における授乳を簡便に 行うという観点から有用であり、近年、国内での製造・販売への要望が高まっ ている。授乳に使用される乳児用調製粉乳に代わる新たな選択肢となり得る 乳児用液体ミルクの普及を実現させる。	・平成30年9月9日に施行した、食品衛生法に基づく規格基準及び健康増 進法に基づく特別用途食品の許可基準により、適切な制度の運用を進め る。 ・乳児用液体ミルクの有用性を踏まえ、関係機関とも連携を図りながら、 様々な機会を捉え、これまでの調製の遅延や乳児用液体ミルクの有用性 に関する情報を一元的に整理したホームページの作成等製品の後押し や、地域の防災への活用の推進につながる取組を継続的に実施する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	171	9	1	1-2、 11-1	-	内閣府、 厚生労働省、消費 者庁		
(2)教育の負担軽減に向けた取組の推進																																
196	Ⅲ	1	(2)	-	幼児教育の無償化	「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)及び「経済財政 運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)に基づき、3歳か ら5歳までの子供及び4歳未満までの住民税非課税世帯の子供について の幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する。	3歳から5歳までの子供及び4歳から5歳までの住民税非課税世帯の子 供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事項要求	1,308,707,514 の内数	-	-	-	-	-	-	117	157	9	1	1-2	-	内閣府	
197	Ⅲ	1	(2)	-	幼児教育無償化の実施(幼稚園段階奨励補助)	「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)及び「経済財政 運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)に基づき、3歳か ら5歳までの子供についての子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償 化する。	幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり 、質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽 減と段階的に進捗してきた、今後「経済財政運営と改革の基本方針2018」 (平成30年6月15日閣議決定)等を踏まえ、2019年10月からの全面的な無 償化措置を実施し、幼児教育無償化を一気に加速する。	30,899,469	30,854,840	99.86	28,282,831	-	-	-	-	-	事項要求	70,090,646	-	-	-	-	-	-	-	-	9	1	-	-	文部科学省	
198	Ⅲ	1	(2)	-	新たな高等教育費の負担軽減策の実施に向けた準備	「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)及び「経済財政 運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)に基づき、格差の 固定化の防止や少子高齢化への対応において、高等教育が重要な役割を 担っていることを踏まえ、高等教育の負担軽減のための措置(低所得世帯に 対する、授業料及び入学金の減免の拡充並びに給付型奨学金の支給額の大幅 な増額)を実施する。	2020年度に予定する新たな高等教育費の負担軽減策の円滑な実施 に向けて、都道府県における事務処理体制の構築等の所要の準備に係る 経費を推進する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,775,886	286,392	-	-	▲ 3,477,494	-	-	-	-	-	-	-	-	-	文部科学省	
2. 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための教育・学習の充実																																
(1)学校教育段階からのキャリア形成に係る学習の充実																																
199	Ⅲ	2	(1)	-	次世代のライフプランニング教育推進事業	我が国では経済や政治への参画等において男女格差が大きく、各国の社会 進出における男女格差を示すジェンダーギャップ指数は過去最低を更新し (114位/144位(平成29年))、特に、経済分野における女性管理職の割合、 政治分野における国会議員(閣僚含む)の女性割合が低く、意思決定に関わ る女性が少ない現状がある。 こうした中、次世代の若者が、各人の生き方、能力、適性を考え個別的な性 別役割分担にとらわれず、主体的に進路や職業を選択する能力・態度を 身に付けるような指導を行うことができるよう促すとともに、情報提供及び基礎 整備の充実を図る必要がある。	次世代を担う若者が、個別的な性別役割分担意識にとらわれず主体的 に多様な進路を選択することができるよう、学校教育段階から男女共同参 画プログラムや教員研修プログラムを開発する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98,166	34,221	-	-	▲ 63,945	-	-	-	-	-	-	10	3	-	-	文部科学省
(2)学校現場等における「わがゆえに無償化の進展(アシオンジャブ・バイアス)」への対応																																
200	Ⅲ	2	(2)	-	次世代のライフプランニング教育推進事業(199の再掲)	我が国では経済や政治への参画等において男女格差が大きく、各国の社会 進出における男女格差を示すジェンダーギャップ指数は過去最低を更新し (114位/144位(平成29年))、特に、経済分野における女性管理職の割合、 政治分野における国会議員(閣僚含む)の女性割合が低く、意思決定に関わ る女性が少ない現状がある。 こうした中、次世代の若者が、各人の生き方、能力、適性を考え個別的な性 別役割分担にとらわれず、主体的に進路や職業を選択する能力・態度を 身に付けるような指導を行うことができるよう促すとともに、情報提供及び基礎 整備の充実を図る必要がある。	次世代を担う若者が、個別的な性別役割分担意識にとらわれず主体的 に多様な進路を選択することができるよう、学校教育段階から男女共同参 画意識の醸成を図るため、学校で活用できるライフプランニング教育プ ログラムや教員研修プログラムを開発する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98,166	34,221	-	-	▲ 63,945	-	-	-	-	-	-	10	3	-	-	文部科学省

通し番号	重点方針2018該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段													重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府庁																		
					関係予算													2016(通し番号)(※1)	2017(通し番号)(※2)	関係性の高い		その他																			
					29年度歳出予算現額(千円)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度当初予算実績(千円)	30年度一次補正予算額(千円)	30年度二次補正予算額(千円)	31年度概算要求額(千円)	31年度予算案(千円)	対30年度当初増減額(千円)	対概算要求増減額(千円)	法令・制度改正	税制改正要案	機構定員要求			その他	分野			大項目																	
3 女性活躍の視点に立った制度等の整備																																									
(1)働く意欲を損ないない制度等の在り方の検討																																									
201	Ⅲ	3	(1)	-	女性働きやすい制度等への見直し 「『日本再興戦略』改訂2014」では、「働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し」として、税制、社会保障制度、配偶者手当等について総合的に検討することとした。これを踏まえ、平成28年10月、経済財政諮問会議で各制度について議論を行い、内閣総理大臣から、関係大臣に対して総合的に具体的な取組の検討を進めるよう指示するとともに、人事院にも国家公務員の配偶者手当について検討するよう要請した。女性が働きやすい税制・社会保障制度・配偶者手当等への見直しについては、働きたい人が働きやすい環境整備の実現に向けた具体的な検討を進める。	税制に関しては、平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しについて、平成30年分の所得税から適用されている。 社会保障制度については、平成28年10月からの大企業で働く短時間労働者を対象とした雇用者控除の適用拡大に加えて、29年4月からは、中小企業等で働く短時間労働者についても、労務合意を前提に企業間で適用拡大の差を削いだ。更なる適用拡大については、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)附帯法案に基づき、31年6月1日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとされており、引き続き検討を進めている。 公務員の配偶者に係る扶養手当については、国家公務員における見直しを踏まえ、地方公務員においても、ほとんどの地方公共団体で見直しが行われたところであり、今後も引き続き適切に対応するよう各地方公共団体に要請していく。 民間企業における配偶者手当についても、上記の税制や社会保障制度等の動きも踏まえ、平成30年1月に改訂されたモデル就業規則も活用しながら配偶者手当の在り方の検討に際し、考慮する事項について引き続き広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促している。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	有識者会議にて議論	135	172	1	5	8-1、9-1	内閣府、財務省、経済省、厚生労働省														
202	Ⅲ	3	(1)	-	マイナンバーカード等への旧氏併記の推進 女性活躍推進の観点から、希望する者に係る住民票やマイナンバーカードへの旧氏併記を可能とするもの。	マイナンバーカード等への旧氏併記に係る住民基本台帳法施行令等の改正及びシステム改修等(カード管理システム等の全部システム改修や、741市町村の既存住民システム改修等)を行い、平成31年11月を目途にマイナンバーカード等への旧氏併記を可能とするもの。	19,400,678	7,492,152	38.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	住民基本台帳法施行令等の改正を予定	137	173	9	1	-	総務省									
203	Ⅲ	3	(1)	-	旧姓の通称としての使用の拡大に向けた検討 ・政府全体の取組として、女性活躍の視点に立った制度等を整備する観点から、旧姓の通称としての使用の拡大を目指している。 ・事例に関しては、「女性活躍加速のための重点方針2018」において、「平成31年度中に、本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、諸外国の運用も考慮し、旧姓の記載方法変更も含め、早急に実現に向けて取り組む」としている。	兼務について、平成31年度中に、本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、諸外国の運用も考慮し、旧姓の記載方法変更も含め、早急に実現に向けて取り組む。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	旧姓への旧姓の記載方法を変更する場合、旅券発給システム改修等のための予算措置が必要となる。	136	174	9	1	-	外務省				
204	Ⅲ	3	(1)	-	旧姓使用の拡大に向けた働き掛け 社会において、旧姓を通称として使用しながら活動する女性が増加している中、社会の様々な場面で旧姓使用がしやすくなるよう、旧姓の通称としての使用の拡大に向けた取組を進める。	平成29年7月に、銀行口座、職簿等において旧姓使用が可能となるよう、関係団体に申し合わせ協力を進めたところであり、引き続き必要な働きかけを行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	175	9	1	-	内閣府				
(2)男女共同参画の視点からの防災・復興の取組																																									
205	Ⅲ	3	(2)	-	男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針改訂 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災(予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階を含む)に関する政策・方針決定・過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。	過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、地方公共団体を取り組む際の基本的事項を示した取組指針が、公表から5年以上が経過し、震源地震等の新たな災害の経験も踏まえ内容を改訂するほか、最新の事例等も書き加える。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,580	計上されず	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	1	-	内閣府		
206	Ⅲ	3	(2)	-	復興における男女共同参画の視点からの取組事例の収集・公表及び被災地における男女共同参画の支援の促進活動 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針及び第4次男女共同参画基本計画等を踏まえ、復興に男女共同参画の視点を持つことの必要性に対する理解を促進・浸透することを目的とする。	・被災地の自治体等のニーズに応じたワークショップ等の遠隔活動の実施 復興にも男女共同参画の視点を持つことの必要性を再確認し、「一歩進ませる」ための活動、「ハルネディスカッション/シンポジウム」の開催、ワークショップの開催、研修会の講師等、被災地の自治体等のニーズに応じ実施。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	109	178	11	2	-	復興庁

※1 「2016(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2016」の関連施策の実施状況及び決算額等(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づき平成30年度政府予算決定等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。